

高梁市過疎地域持続的発展市町村計画

令和3年度～令和7年度

改訂 令和4年 7月 1日

改訂 令和5年 1月13日

改訂 令和5年 8月 7日

岡山県高梁市

目 次

第1章 基本的な事項	1
1. 高梁市の概況	1
(1) 自然的特色	1
(2) 歴史的・文化的特色	1
(3) 社会的・経済的条件	2
(4) 過疎の状況	2
(5) 社会経済的発展の方向	7
2. 人口及び産業の推移と動向	8
(1) 人口の推移と動向	8
(2) 産業の推移と動向	9
3. 行財政の状況	10
(1) 行政の状況	10
(2) 行政体制	10
(3) 財政の状況	10
4. 地域の持続的発展の基本方針	13
5. 地域の持続的発展のための基本目標	15
6. 計画の達成状況の評価に関する事項	16
7. 計画期間	16
8. 公共施設等総合管理計画との整合	16
第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	18
1. 現況と問題点、その対策	18
2. 計画	21
第3章 産業の振興	22
1. 現況と問題点、その対策	22
(1) 農林水産業の振興	22
(2) 農山村の振興	23
(3) 商工業の振興	25
(4) 新たな産業の創出と雇用環境の改善	27
(5) 観光の振興	29
2. 計画	32
3. 産業振興促進事項	33
(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種	33
(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	33
第4章 地域における情報化	34
1. 現況と問題点、その対策	34
2. 計画	35
第5章 交通施設の整備、交通手段の確保	36
1. 現況と問題点、その対策	36

(1) 交通施設の整備・管理・	36
(2) 公共交通手段の確保・	37
2. 計画・	38
第6章 生活環境の整備・	40
1. 現況と問題点、その対策・	40
(1) 上下水道施設の整備・管理・	40
(2) 循環型社会の形成・	41
(3) 防災対策の強化・	42
(4) 住環境の整備・	45
(5) 生活安全対策の充実・	46
2. 計画・	47
第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進・	48
1. 現況と問題点、その対策・	48
(1) 子育て支援の充実・	48
(2) 高齢者福祉の充実・	50
(3) 地域包括ケアシステムの推進・	51
(4) 障害者（児）福祉の充実・	53
(5) 地域福祉活動の推進・	54
(6) 健康づくりの推進・	54
2. 計画・	56
第8章 医療の確保・	58
1. 現況と問題点、その対策・	58
2. 計画・	59
第9章 教育の振興・	60
1. 現況と問題点、その対策・	60
(1) 学校教育の充実・	60
(2) 教育体制・環境の整備・	62
(3) 学園文化都市づくりの推進・	63
(4) 生涯学習の推進・	63
(5) スポーツの振興・	64
2. 計画・	66
第10章 集落の整備・	67
1. 現況と問題点、その対策・	67
第11章 地域文化の振興等・	68
1. 現況と問題点、その対策・	68
2. 計画・	69
第12章 再生可能エネルギーの利用の推進・	70
1. 現況と問題点、その対策・	70
事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）・	71

第 1 章 基本的な事項

1. 高梁市の概要

(1) 自然的特色

本市は、岡山県の中西部に位置している。県内三大河川の一つ高梁川が中央部を南北に貫流し、市街地付近で有漢川及び成羽川が合流しており、その周辺に吉備高原が広がっている。

市域は東西 35 km、南北 30 km、面積は 546.99km²で県土の 7.7%を占めている。標高は 50 m から 400m の総じて西に高く東に低い地勢で、林野面積が約 79%を占める中山間地域である。

地形条件は、高梁川、有漢川及び成羽川とその支流に沿って帯状に曲折したわずかな低地部に平地があるものの、その他は急峻な傾斜部及び起伏が激しい高原部が大勢を占めている。

高原部では昼夜の温度差が大きいものの、低地部は比較的温和な気候に恵まれている。年間を通じて霧の発生が多く、冬季には降霜、降雪も見られるが、積雪量は標高によりかなり差があり、平地部では数 cm 程度であるが、北部の高原部では 10～20cm になることもある。

高梁地域気象観測所における年間平均気温は 14℃前後、年間平均雨量は 1,200mm 程度である。

(2) 歴史的・文化的特色

本市は、古来「備中の国」の中核として繁栄し、近世では幕藩体制の下に備中松山藩を中心として一体性を保ち、明治の町村制施行を経て昭和 30 年頃のいわゆる昭和の大合併によって、高梁市、有漢町、成羽町、川上町、備中町が発足した。その後それぞれ地域固有の文化を育むとともに、教育・文化・伝統を共有しながら発展してきたこの 1 市 4 町が、平成 16 年 10 月 1 日の新設合併により新「高梁市」として発足し、現在の市域を形成したものである。

高梁市の沿革

	合併関係			
	関係市町村名		施行年月日	合併形式
高梁市 (H16.10.1 合体)	高梁市	高梁町、津川村、川面村、巨瀬村、 玉川村、宇治村、松原村、高倉村、落合村 中井村 賀陽町の一部 賀陽町の一部	昭和 29. 5. 1 昭和 30. 2. 1 昭和 45. 5. 1 平成 4. 4. 1	合 体 (市制施行) 編 入 境界変更 境界変更
	有漢町	有漢村、上有漢村	昭和 31. 4. 1	合 体
	成羽町	成羽町、中村 吹屋町	昭和 30. 3. 1 昭和 30. 4. 1	合 体 編 入
	川上町	手荘町、大賀村、高山村 備中町の一部	昭和 29. 4. 1 平成元. 10. 1	合 体 境界変更

	備中町	富家村、平川村、湯野村 川上町の一部	昭和 31. 9. 30 平成元. 10. 1	合 体 境界変更
--	-----	-----------------------	----------------------------	-------------

(3) 社会的・経済的条件

① 道路交通条件

鉄道は、山陽と山陰を結ぶ J R 伯備線があり、備中高梁駅から岡山駅までの所要時間は特急で約 30 分である。また、市内には備中高梁駅のほか、4 駅を有している。

高速交通網としては、中国地方の南北を貫く中国横断自動車道岡山米子線が整備され、日本海と太平洋が高速道路で結ばれており、市内にある有漢 I C を中心として、山陽、山陰や近県主要都市との広域的な交流が進んでいる。また、高速道路を利用した場合の岡山市内までの所要時間は約 50 分である。

地域の基幹的な広域道路としては、国道は 180 号、313 号、484 号の 3 路線が整備されており、主要地方道等県道、市道とともに、市内全域の道路ネットワークを形成している。なお、備中高梁駅から岡山空港までの所要時間は車で約 50 分である。

路線バスは、利用者の減少がみられるものの、地域の公共交通機関としての重要な役割を担っている。このほか市が運行している生活福祉バス、乗合タクシー等により公共交通の再編を進めている。

② 経済的条件

本市は、昭和 30 年代からの高度経済成長に伴い、岡山県中西部の拠点都市として栄えてきたが、地勢的条件に恵まれないため社会経済的な地盤を低下させることとなった。特に若年層を中心とした人口の流出は、高齢化に拍車をかけるとともに、出生率の低下も相まって地域社会の機能の低下をもたらしている。

産業別就業人口の推移をみると、第 1 次産業の就業人口は、兼業農家の増加により減少すると同時に、農業従事者の高齢化と後継者不足が中山間地域の活力の低下や農地の荒廃をもたらしている。

また、生産年齢人口の減少に伴い、第 2 次産業及び第 3 次産業の就業人口も減少傾向にあり、建築・土木・製造業の技術者や作業員、医療・福祉従事者等では恒常的な人材不足が生じている。

製造業では、非鉄金属、輸送用機械、金属製品の生産額が大きく、市外から所得を獲得できる地域にとって強みのある産業となっている。一方で、小売業は事業所数や年間商品販売額は減少傾向が続いており、経営者の高齢化や後継者不足等により閉店や廃業が増加し、事業承継が課題となっている。

観光面では、「備中松山城」と「吹屋ふるさと村」という全国的にも発信力のある観光資源に恵まれているものの、2 次交通[※]の整備や周遊ルートの設定等が十分でなく、滞在時間の延長や観光消費額の拡大によって、地域経済の発展につなげていくことが課題となっている。

(4) 過疎の状況

① 人口等の動向

国勢調査から人口推移をみると、戦後、人口が増加し、昭和 25（1950）年の 75,824 人を頂点として減少を続けている。特に高度経済成長期に当たる昭和 30（1955）年から昭和 50（1975）年に大き

[※] 2 次交通：拠点となる空港や鉄道の駅から観光地までの交通のこと。

く減少し、昭和 50（1975）年には 5 万人を割り込み、平成 27（2015）年には 32,075 人で、ピーク時の半数以下に減少している。平成 7（1995）年から平成 27（2015）年までの 20 年間では 25.6%（11,040 人）減少しており、岡山県全体を見ると同期間で 1.5%の減少であり、本市の人口減少が急速に進行していることを示している。

また、世帯数は、平成 7（1995）年の 14,939 世帯に対して、平成 27（2015）年は 13,481 世帯となり、20 年間で 9.8%（1,458 世帯）減少している。

こうした人口減少の背景には、本市が地勢的条件等に恵まれないこともあり、昭和 30 年代からの高度経済成長時代に入ってから県南の工業地帯の急速な発展に伴い、社会的、経済的な基盤を相対的に低下させることになったこと、産業構造が変化し、労働力は農業から工業、サービス業へと移行したことが挙げられる。その結果として、特に若年労働力を中心とした人口の都市への流出と、出生数の減少が主な人口減少の要因となっている。

② これまでの過疎対策と課題・今後の見通し

昭和 45 年以来、過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法に基づく各種の振興施策の実施により過疎対策を図ってきたところであり、この結果、社会的・経済的基盤は次第に改善されてきたが、依然として若年層を中心とした労働力の都市部への流出と出生数の減少により人口減少が続いている。それに伴い、児童数の減少に伴う小中学校の再編や、路線バスの減便、コミュニティ機能の低下等の基礎的集落機能にも問題が生じており、市民の日常生活に大きく影響を及ぼしている。また、農業生産の面でも諸施策を講じているが、農業従事者の高齢化に伴う後継者不足により農業生産力が低下し、農地の荒廃も進んでいる。

今後はこうした課題を踏まえ、これまでに実施してきた過疎対策に向けた各種施策の効果について検証を行った上で、実効性のある施策を展開する必要がある。なお、各分野別の過疎対策の現状や課題、今後の見通しは次のとおりである。

移住・定住対策

若い世代を中心に地方移住への関心が高まっている傾向を踏まえ、空き家流動化に向けた支援施策の充実や、官民連携による移住受入支援体制の整備に取り組んできたことで、都市部からの移住による新規就農や起業を後押ししている。新しい暮らし方・働き方の変化を的確に捉え、情報発信と受入地域の拡大に努め、官民連携・協働による移住受入体制の確立をめざすとともに、移住の裾野拡大等に向けて、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の創出・拡大に向けた取組も進めていく必要がある。

定住環境の整備については、重点プロジェクトとして位置づけ、「住んでよかった、住み続けたいまち高梁」の実現に向けて、施策横断的に取り組んできたが、若い世代の流出に歯止めがかかっていない状況にある。安心して結婚・出産・子育てができる環境整備、魅力的な仕事や雇用環境の創出、住宅取得等に対する総合的な支援によって、若い世代の定住促進を強化していく必要がある。

農林水産業

過疎・高齢化による農業従事者の減少、耕作放棄地の増加等による地域の生産活動の低下が進む中、それに拍車をかける有害鳥獣被害の増加に対応し、防護と捕獲の両面から対策を進め、農作物被害の

軽減に取り組んできた。こうした中で、主要作物であるブドウ、トマトの販売額は順調に伸びており、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間に 45 名が新規に就農するなど、次代に向けた力強い担い手の育成も進んでいるところである。今後は、消費者や実需者のニーズに対応できる農林水産物の供給力強化に努めるとともに、地産地消の取組や特産品の開発等を通して地域経済循環を高め、農林水産業の持続的発展をめざしていく必要がある。

商工業・雇用環境

商工団体会員数は横ばい状態にあるが、市内事業所数は減少傾向にあり、人口減少や事業承継等の問題から、今後は廃業の増加も懸念される。一方で、市独自の助成制度を活用した小規模な創業・起業が増加傾向にあり、商工業の担い手や後継者の確保・育成など地場産業の振興と、新たな企業の誘致や起業の支援等に継続して取り組んでいく必要がある。

有効求人倍率が非常に高い水準を維持している中で、特定の業種において労働力不足が生じている。求職者が求める業種と企業の求める業種にミスマッチが生じていることが課題となっており、新しい産業の創設による多様な雇用や就業の場の確保を図るとともに、新規学卒者の市内就職の促進等、定住につながる雇用機会の拡充に取り組んでいく必要がある。

観光振興

「高梁市観光戦略アクションプラン」に基づき、体験型旅行商品や土産の開発、2 次交通を含め観光施設の環境整備やプロモーション活動を進めた結果、天空の山城ブームも後押しして高梁市の知名度は大きく向上している。しかし、観光による消費額の拡大が図れていないことが課題となっているため、今後は直接経済効果を受ける民間事業者や関係団体と新たな推進体制を整備し、観光を経済効果につなげる仕組みづくりが求められている。

情報化対策

テレビ難視聴区域の解消のため、及び災害時の情報伝達手段としてケーブル網の整備を進めてきたが、「Society5.0[※]」の実現に向け、急速に進展する未来技術を活用し、産業の振興、住民サービスの向上、医療・福祉・教育分野等での ICT（情報通信技術）によるイノベーション創出等への戦略的な利活用を促進するため、光ケーブル網等の情報通信基盤の整備を急ぐ必要がある。

交通施設・交通手段

道路整備については、平成 30 年 7 月豪雨災害により、令和 2 年度まで全ての改良事業を凍結して災害復旧を最優先に進めてきたが、今後は計画的な改良整備を進めていく。

公共交通については、路線バスの運行ルートの見直しや、交通空白地の解消に向けて生活福祉バス・乗合タクシーの運行エリア拡大に取り組んできたが、人口減少等により公共交通利用者は年々減少傾向にある中で、持続可能な公共交通体系の構築に向け、引き続き交通体系の見直しを進めていく必要がある。

[※] Society5.0：AI（人工知能）、ロボット、IoT（Internet of Things）等の先端技術を産業や社会生活に取り入れ、イノベーションから新たな価値が創造されることで、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができる人間中心の社会のこと。

上下水道施設

令和元年度末に、全ての簡易水道を上水道に統合したが、統合による一般会計繰入金の大幅な削減等、経営は厳しい状況にあるため、早急な財源の確保及び今後の料金についても、経営状況に照らし、検討していく必要がある。また、安心・安全な水道水を安定して供給するために、水道管の耐震化や施設等の更新を計画的に進めていく必要がある。

下水道施設についても、昭和 62 年 10 月に供用を開始してから相当年数が経過し、浄化センターや中継ポンプ場等の施設における経年的な機能低下や管渠の老朽化に対応するため、計画的な改築更新や修繕を進めていく必要がある。

防災対策

本市に甚大な被害をもたらした平成 30 年 7 月豪雨災害を契機に、市民の防災意識が高まっている。災害からの復旧はおおむね完了したため、今後は、地域防災力強化の取組を「自助」「共助」「公助」による役割分担と連携により進め、災害に強いまちをめざしていく必要がある。

消防、救急体制については、複雑多様化・高度化する消防・救急需要に対応するため、老朽化している消防庁舎の建替えや大規模災害に対応するための広域応援体制の強化等が急がれる。

子育て環境

未婚者の出会いと交流の場の提供、地域医療環境の改善、就学前教育・保育サービスや子育て支援体制の充実、医療費助成を中心とした経済的負担の軽減等、結婚から子育てまで切れ目ない支援体制の強化を図ってきた。しかし、出生数は依然として減少傾向にある中で、子育て世帯が安心して幸せに暮らせるよう、引き続き社会全体で子育てしやすい環境の整備を進めるとともに、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の強化に取り組んでいく必要がある。

高齢者福祉・障害者福祉

これまで、高齢者の生きがいづくりや活躍機会の支援、障害者（児）福祉や高齢者福祉の充実に取り組んできた。高齢者等が地域とのつながりや生きがいを持ちながら、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいといった 5 つのサービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築と、共に支え合う地域共生社会の実現に取り組んでいく必要がある。

医療・健康づくり

市立病院の改築及び診療所の整備に取り組んできたが、人口減少・高齢化により医療需要の減少と医療従事者の高齢化が進む中で、地域の医療提供体制のあり方が市民や関係者の高い関心を集めている。こうした状況を踏まえ、地域の実情をよりきめ細やかに把握し、医療機関単体ではなく、地域全体で連携した地域医療体制について関係者で検討を重ね、平成 30 年に市独自で「高梁市医療計画」を策定した。今後も引き続き、医療計画の施策を P D C A サイクルに基づき展開し、持続可能な地域医療体制をめざしていく必要がある。特に医療現場、介護現場での人材不足は深刻さを増しており、市内医療・介護関係機関、養成校等と連携した人材の育成・確保に努めていく必要がある。

また、市民一人ひとりが自分の健康は自分で守るという意識を高め、生涯を通じた心身の健康づく

りを強力に推進することによって、健康寿命の延伸を図っていく必要がある。

学校教育

就学前から高等教育までの学校教育、家庭教育や社会教育を充実し、教育環境を整備することにより、人づくりとまちづくりを一体的に進め、「教育のまち 高梁」の実現をめざしてきた。重点的に取り組んできた地域との連携による学校教育については、コミュニティスクールを全小中学校に導入するなど、体制面での整備が大きく進んだ。今後も地域との有機的な連携の下、変化が激しいこれからの社会をたくましく生き抜く力を育むための「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成や少子化の進行を踏まえた適切な学校配置、就学前から高等教育段階に至るまで系統的で一貫した教育を進めていく必要がある。また、ICT教育のより一層の充実が求められており、児童生徒がICTを活用して学習できる環境整備を急ぐ必要がある。

生涯学習

生涯学習活動参加者の固定化や高齢化に伴い、各種教室や講座等の参加者確保が年々難しくなっている。そのような中で、市内外から多くの集客が期待できる高梁市図書館を生涯学習の拠点として、既存事業を踏襲しつつ多様化する市民ニーズに対応し、誰もが楽しみ、触れ合える学習機会の充実に努めていく必要がある。また、個人の生きがいがづくりや学習活動にとどまることなく、家庭、地域、学校、公民館等が学びを通じて連携し、相互に支え合う地域社会を構築する必要がある。

スポーツ振興

神原スポーツ公園の大規模改修を始め、市内各主要スポーツ施設を計画的に改修・修繕することにより、スポーツ活動の拠点施設を中心とした施策を展開し、スポーツを通じた交流人口の拡大にもつながっている。今後も市民が身近にスポーツに関わることができる環境を整備し、体力の保持増進のみならず、スポーツを通じて豊かな心を育み、生きがいや心身共に健康で文化的な生活につながるよう、スポーツの振興に取り組んでいく必要がある。

学園文化都市づくり

これまで、吉備国際大学等を中心とする学園文化都市づくりを産学官民連携により進め、大学においても積極的に地域貢献活動に取り組んできた。大学への広報費助成や入学奨励金制度等による学生確保の支援と、各種奨学金の返還免除・支援制度の創設により学生が市内に定着できる環境づくりに努めてきたが、学生数の減少が続いており、市内就職者数も低調な状況にある。大学があるまちの優位性を最大限に活用するため、知の拠点としての大学と市内保育園から高等学校までの全ての教育機関との教育連携を深めるとともに、産学官の連携体制を再構築し、地域産業を担う人材の育成機関としての機能強化と、魅力ある大学づくりを後押ししていく必要がある。

集落対策

集落維持の観点から、地域ぐるみによる移住受入体制の整備や、町内会での支え合い、近隣町内会との共同活動の支援等に取り組んできたが、過疎と高齢化の進行により、住民の自助・共助では集落

機能を維持することが困難な集落が増加している。今後も人口減少が見込まれる中で、生活を支えるサービス機能の維持や近年の自然災害の頻発・激甚化等の状況も踏まえ、こういった地域においても、将来に向けて安全・安心な暮らしを確保するための対応が求められている。

地域文化の振興等

本市には美しい自然はもとより、天空の山城「備中松山城」や、令和2年6月に日本遺産[※]に認定された「ジャパンレッド」発祥の地一弁柄と銅の町・備中吹屋一等、全国に誇ることのできる歴史文化遺産が存在する。また、「備中たかはし松山踊り」や「備中神楽」、「渡り拍子」等の伝統芸能も伝承されている。これらの歴史資産を活用し、歴史まちづくりを推進することで、良好な景観の形成、地域の活性化や住民の誇りと愛着の醸成につなげていく必要がある。また、文化財を観光資源としても活用し、交流人口の拡大につなげていくことが求められている。

(5) 社会経済的発展の方向

本市は、県中西部の拠点都市として県等の行政機能・高等教育機関・医療施設・企業等が集積し、県中西部の拠点都市として発展してきた。平成2年に開学した吉備国際大学は、大学院を有する総合大学へと成長し、地域経済・地域社会の発展に大きく貢献してきたが、学生数は平成15年をピークに減少が続いており、地域経済やまちの活気・にぎわいなど、様々な分野への影響が懸念される。産学官民の連携機能の強化を図り、魅力ある大学づくりと入学者の確保に取り組むとともに、「知と人材の拠点」として、地域課題の解決・持続可能な発展の基盤となる地域創成の仕組みを構築していく必要がある。

社会経済的基盤が弱く、地勢にも乏しい本市において、人口減少に伴い就業人口の減少、消費市場の縮小が進む中で、多くの人が訪れ、住み続けたいと思えるような地域を実現するためには、地域の稼ぐ力を高め、魅力的な仕事・雇用機会を十分に創出し、誰もが安心して働ける環境づくりに向けて諸施策を展開し、基盤強化を図っていく必要がある。このため、道路や生活環境の整備を一層推進するとともに、農地開発による生産振興と新規就農者の受入れ、中核的農家の育成や低コスト生産のための集落営農組織の育成等による農業振興を始め、ICTを活用した新しい産業の創出や起業の促進、優良企業の誘致等、定住につながる働く場の拡充に努めていかなければならない。また、地域資源を活用した6次産業化等、新たな価値を創造する産業や地域内でサービスを提供する供給者の育成に努め、市内での観光消費額拡大と地域経済循環を促進していく必要がある。

平成27年3月に、人口減少・少子高齢社会にあっても広域的な連携により住民が安心して快適な暮らしを営むことができる活力ある経済・生活圏の形成に協力して取り組むため、倉敷市を中心都市とした7市3町による高梁川流域連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、観光資源や行政施設等の相互利活用、福祉・医療・教育といった様々な分野での広域的な行政連携により、生活関連機能サービス等の向上をめざしているところである。

また、飛躍的な進化を続けている情報通信技術等の未来技術を有効活用することで、距離や時間の制約を克服し、モノやサービスの生産性や利便性を飛躍的に高めることが期待されているため、様々な分野において「Society5.0」の実現に向けた未来技術を積極的に活用し、地域課題の解決、地域の魅力向上につなげていく必要がある。

[※] 日本遺産：地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーとして文化庁が認定するもの。

なお、本計画の推進に当たっては、高梁市総合計画を始めとした各種計画や、県の「晴れの国おかやま生き生きプラン」とも連携することにより、時代の変化に対応した施策を講じていくものとする。

2. 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と動向

これまで、昭和 45 年以来、過疎地域対策緊急措置法を始めとする各対策に基づく各種の振興施策により過疎からの脱却をめざして様々な対策を図ってきたが、国全体が少子高齢化による人口減少社会に転じたこともあり、本市の人口は、今後も引き続き減少することが予想される。

2015 年の国勢調査結果を基に、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)が 2018 年に公表した、「日本の地域別将来推計人口」によると、2045 年の高梁市の人口は 17,670 人と推計されている。

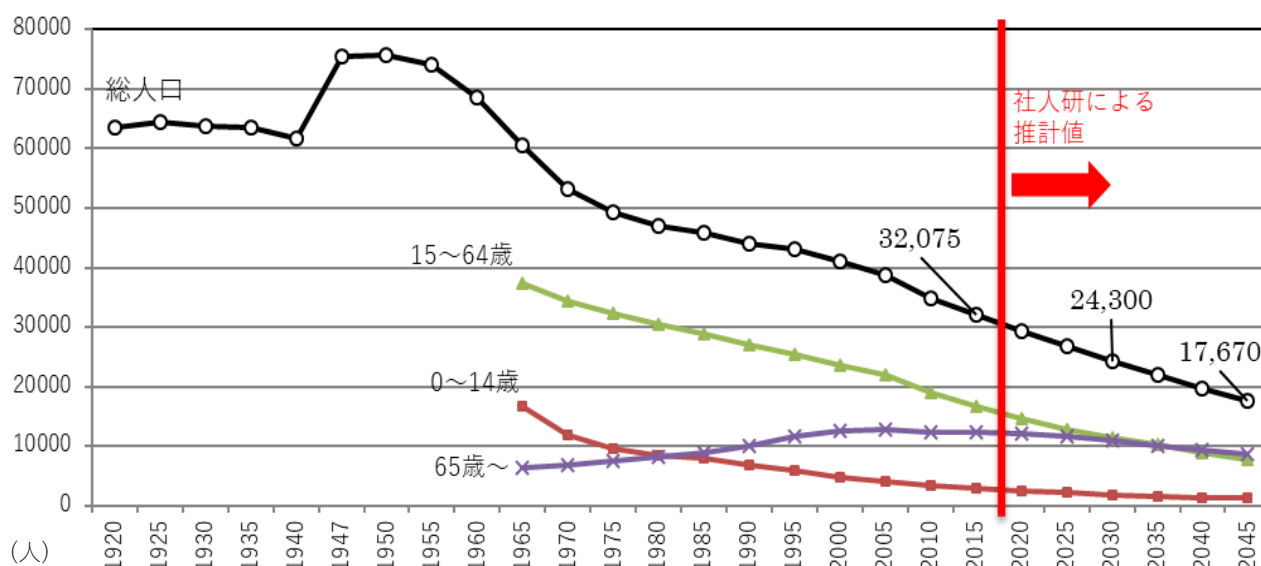
2015 年から比較すると、30 年間で約 45% (14,405 人) の減少であり、年少人口は 58.0% の減少、生産年齢人口は 53.5% の減少、老年人口は 30.2% の減少となる。

2045 年における総人口に対する人口割合を見ると、65 歳以上人口が 48.9%、年少人口は 7.1%、生産年齢人口は 44.0% で、市民の 2 人に 1 人が高齢者となり、高齢者を支える世代である生産年齢人口は、高齢者 1 人当たりの割合が、2015 年の 1.3 人から 2045 年には 0.9 人となり、1 人で複数の高齢者を支える状況となる。将来を担う 15 歳未満の世代は 14.1 人に 1 人となり、一層の少子高齢化の進行と社会経済活動の担い手となる生産年齢人口の減少により、地域社会の活力に及ぼす影響が懸念される。

表 1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和 35 年 (1960)	昭和 50 年 (1975)		平成 2 年 (1990)		平成 17 年 (2005)		平成 27 年 (2015)	
	実数 (人)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数	68,494	49,330	△28.0	44,039	△10.7	38,799	△11.9	32,075	△17.3
0 歳～14 歳	22,795	9,514	△58.3	6,806	△28.5	4,029	△40.8	2,993	△25.7
15 歳～64 歳	39,733	32,304	△18.7	27,090	△16.1	21,907	△19.1	16,706	△23.7
うち 15 歳～29 歳(a)	13,792	9,225	△33.1	6,868	△25.6	7,298	6.3	4,594	△37.1
65 歳以上(b)	5,966	7,512	25.9	10,143	35.0	12,863	26.8	12,376	△3.8
若年者比率(a)/総数(%)	20.1	18.7	—	15.6	—	18.8	—	14.3	—
高齢者比率(b)/総数(%)	8.7	15.2	—	23.0	—	33.2	—	38.6	—

表 1-1(2) 人口の見通し



■ 社人研が推計した高梁市の将来人口推計

区分	2015 年 (国勢調査人口)	2030 年 ()内は 2015 年からの変化率	2045 年 ()内は 2015 年からの変化率
総人口	32,075 人	24,300 人 (△24.2%)	17,670 人 (△44.9%)
0-14 歳人口	2,993 人	1,893 人 (△36.8%)	1,256 人 (△58.0%)
15-64 歳人口	16,706 人	11,464 人 (△31.4%)	7,776 人 (△53.5%)
65 歳以上	12,376 人	10,943 人 (△11.6%)	8,638 人 (△30.2%)
(再掲) 20-39 歳女性人口	2,553 人	1,587 人 (△37.8%)	1,045 人 (△59.1%)

(2) 産業の推移と動向

農業については、販売農家数が平成 7 年の 3,839 世帯から令和 2 年には 1,311 世帯まで減少し、自給的農家数は平成 22 年まで横ばい状態にあったが、以降は減少傾向にある。これに伴い、経営耕地面積も平成 7 年の 2,911ha から令和 2 年には 1,026ha まで減少し、耕作放棄地が増加している。

市内事業所数は、平成 21 年の 1,977 事業所から平成 28 年の 1,593 事業所と 384 事業所減少し、それに伴い従事者数も、平成 21 年の 15,009 人から平成 28 年の 13,700 人と 1,309 人減少している。

企業誘致は、昭和 35 年の日本貿易産業(株)の誘致以来の積極的な誘致活動により 22 社を誘致し、また、工業団地は 7 団地を整備して 9 社が立地しており、雇用の場の確保に寄与している。

商業は、人口減少と圏域外への購買者の流出により、地場商業の経営に大きな影響を与えている。

産業別就業人口の状況をみると、第 1 次産業は、構成比、就業人口とも減少傾向が続いており、担い手の確保・育成や農業基盤の整備を推進し、就業人口の安定化に努める必要がある。

第 2 次産業は、構成比は横ばいだが、就業人口は減少しており、今後も魅力ある企業誘致や新しい産業の導入に取り組み、雇用の場の確保と就業機会の拡大を図る必要がある。

第 3 次産業は、構成比は増加しているものの、就業人口は減少しており、魅力ある商業地形成による商圈の拡大や都市基盤整備、少子高齢化に対応した福祉分野等での就業の場の確保を図る必要がある。

表 1-1(3) 産業別就業人口の動向 (国勢調査)

区 分		S 60 年 (1985)	H2 年 (1990)	H7 年 (1995)	H12 年 (2000)	H17 年 (2005)	H22 年 (2010)	H27 年 (2015)
総人口	人	45,760	44,039	43,115	41,077	38,799	34,963	32,075
就業人口	人	25,262	23,415	22,582	20,073	18,441	16,134	14,830
就業人口比率	%	55.2	53.2	52.4	48.9	47.5	46.1	46.2
就業人口内訳	第 1 次産業	人	7,119	5,604	4,886	3,725	3,502	2,516
		%	28.2	23.9	21.6	18.6	19.0	15.6
	第 2 次産業	人	8,356	8,077	7,717	6,340	5,352	4,552
		%	33.1	34.5	34.2	31.6	29.0	28.2
	第 3 次産業	人	9,769	9,730	9,975	9,993	9,546	8,727
		%	38.7	41.6	44.2	49.8	51.8	54.1
	分類不能	人	18	4	4	15	41	339

3. 行財政の状況

(1) 行政の状況

平成 16 年 10 月 1 日に、高梁市、有漢町、成羽町、川上町、備中町の新設合併により新「高梁市」が発足した。

平成 27 年 5 月から新庁舎での業務を開始したことで、分庁舎や第二庁舎に分散していた本庁機能が集約され、市民の利便性が向上した。

(2) 行政体制

市議会の議員定数は 18 名で、総務文教委員会、産業経済委員会、市民生活委員会の 3 常任委員会を設けている。

市の行政機構は、市長直轄の 3 課 1 室のほか、5 部 17 課 3 室 1 事務所 1 センター 4 地域局とし、消防本部及び病院のほか、議会事務局及び教育委員会等の 5 つの独立した行政委員会を設置している。5 部は、総務部、産業経済部、土木部、市民生活部及び健康福祉部とし、市民生活部には支所機能を持ち、地域のまちづくりを進めるため有漢・成羽・川上・備中の 4 地域局を設置している。

今後は、時代の変化と市民要望に的確に対応できる効率的な組織・機構の確立と人事管理の適正化等、行政目的を迅速かつ的確に達成するための簡素で効率的な組織の整備を行うため、組織機構の不断の見直し、職員の適正配置や定員管理に努めるとともに、限られた人材で効果的かつ効率的な行政運営を進めるため、職員一人ひとりの能力を組織的に育成していくことが必要である。

(3) 財政の状況

本市の財政構造は、歳入では、市税等の自主財源が乏しく、約 7 割を地方交付税や市債等の依存財源に頼った歳入構造となっている。歳出では、高齢化の進展等による扶助費の増加や公共施設の老朽化等による維持補修費が増加し、歳出全体に占める経常経費の割合は大きくなっている。経常収支比率※は令和元年度決算で 96.3%となっており、今後も引き続き高い水準が見込まれるなど、依然として厳しい財政状況が続いている。

一方、地方債現在高は令和元年度末で 329.4 億円となっており、ピークの平成 17 年度と比較すると 68.3 億円の削減と大きく減少している。また、実質公債費比率※は令和元年度で 12.6%となっており、普通交付税の減少等の影響もあり、平成 28 年度以降上昇傾向にあるが、地方債の借入に許可が必要となる基準の 18%を下回っている状況にある。

今後は展望する中で、新消防庁舎や市街地の認定こども園建設、都市計画道路の整備等、大規模事業の推進による投資的経費の増大等により、歳出の増加が見込まれる一方で、歳入においては、少子高齢化や人口減少の影響による市税の減少が見込まれている。今後は、将来に向けて安定した財政運営を実現するため、中長期的な視点に立ち、国・県補助金等の有利な財源をできる限り活用しながら、健全な財政運営を進めていくことが必要である。

※ 経常収支比率：地方公共団体の裁量で使える一般財源に対して、扶助費や人件費、公債費など経常的に支出される経費の割合。数値が高いほど財政の自由度が低いことを示す。

※ 実質公債費比率：地方公共団体の収入に対する 1 年間で支払った借金返済額等の割合。数値が高いほど財政の弾力化性が低下していることを示す。

表 1-2(1) 市町村財政の状況

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A (千円)	24,247,866	26,252,892	26,584,712
一般財源 (千円)	16,310,607	15,772,614	14,746,886
国庫支出金 (千円)	2,156,809	2,423,007	3,138,533
都道府県支出金 (千円)	1,366,677	1,067,250	1,384,374
地 方 債 (千円)	2,324,777	3,437,824	3,254,714
うち過疎対策事業債 (千円)	603,000	1,535,700	875,600
そ の 他 (千円)	2,088,996	3,552,197	4,060,205
歳出総額 B (千円)	23,725,490	25,396,746	25,533,809
義務的経費 (千円)	10,650,396	10,110,891	9,963,792
投資的経費 (千円)	3,729,223	5,170,239	5,705,480
うち普通建設事業 (千円)	3,378,542	4,581,587	2,733,321
そ の 他 (千円)	9,345,871	10,115,616	9,864,537
過疎対策事業費 (千円)	4,583,895	6,568,519	3,534,779
歳入歳出差引額 C (A - B) (千円)	522,376	856,146	1,050,903
翌年度へ繰越すべき財源 D (千円)	81,551	271,808	345,917
実質収支 C - D (千円)	440,825	584,338	704,986
財政力指数	0.308	0.314	0.315
公債費負担比率 (%)	-	-	-
実質公債費比率 (%)	17.3	11.2	12.6
起債制限比率 (%)	-	-	-
経常収支比率 (%)	85.6	88.6	96.3
将来負担比率 (%)	93.8	76.5	80.8
地方債現在高 (千円)	31,535,138	31,814,146	32,942,222

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分		昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 元年度末
市町村道						
	改良率 (%)	8.1	15.9	23.4	25.9	28.3
	舗装率 (%)	46.5	71.8	76.2	78.5	81.0
農道延長 (m)		—	—	—	520,914	522,325
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)		110.3	124.9	152.1	124.0	128.1
林道延長 (m)		—	—	—	62,803	65,651
林野 1ha 当たり林道延長 (m)		4.1	3.8	3.6	1.5	1.5
水道普及率 (%)		47.3	69.5	86.9	93.5	94.1
水洗化率 (%)		0.0	45.5	75.2	85.8	94.9
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)		20.2	23.4	24.1	24.5	20.4

4. 地域の持続的発展の基本方針

本市では、急速な人口減少と世界に類を見ない少子高齢化という大きな課題に直面している。また、世界規模での気候変動に起因する自然災害の多発、A I、I o T といった先端技術の急速な進展、新型コロナウイルス感染症の蔓延等が、人々の暮らしや働き方に大きな変革をもたらそうとしている。東京一極集中から地方分散の流れはあるものの、人口減少や少子高齢化の進行によって、住民組織の担い手不足や生活サービス産業の撤退等が進み、集落機能の低下や生活面での不安が増大し、地域社会の活力が失われつつある。

今後も人口減少が見込まれる中において、将来に希望を持ち、豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現していくため、本市では、人と人とのつながりを大切に共に支え合い、豊かな自然や文化を守りながら、地域への愛着と誇りを育み、住民が健やかで幸せに暮らし続けられるまち「健幸都市たかはし」の都市像実現に向け、産業の振興、生活基盤の確保、医療や福祉、教育の充実等、住民の暮らし全般について総合的に取り組んでいくこととし、次の5本の基本方針について、市民や地域団体、各種団体、企業等、まちづくりに関わる全ての関係者の力を結集して推進していく。

① 地域産業・地域資源を活かした活力あるまち

農林業や地場産業の振興と安心して働ける環境の整備に取り組むとともに、自然・歴史・伝統・文化等の地域資源を活かして交流人口の拡大を図り、交流による市内外での様々な“つながり”を広げながら、活力のあるまちをつくる。

② 美しい自然環境と快適な生活基盤が調和した安心・安全のまち

豊かな自然との“つながり”を大切にし、かけがえのない財産として守り育てながら、暮らしや経済活動の基礎となる社会基盤の整備と都市機能の維持・確保を図り、美しい自然環境と快適な生活基盤が調和した安心・安全のまちをつくる。

③ 心のつながりを大切に支え合い助け合う健康のまち

子育てしやすい環境や地域医療体制の整備、生涯を通じた健康づくりの推進等、地域の“つながり”により支え合い助け合うことにより、誰もが住み慣れた地域で健康に暮らし続けられるまちをつくる。

④ たくましく豊かな心を未来へつなぐ学びのまち

人権を大切にする共生社会の実現、学校教育の充実、生涯学習・生涯スポーツに取り組める環境づくり、文化財の保存と活用に取り組み、地域の歴史や文化等との“つながり”を深め、郷土愛を育み未来へつなぐ学びのまちをつくる。

⑤ 多様な主体との連携・協働による持続可能なまち

地域や各種団体、企業、教育機関といった多様な主体の“つながり”を深め、協働のまちづくりを進めるとともに、行財政改革等を推進し、時代に対応した行政経営を確立することにより、地域力を最大限発揮できる持続可能なまちをつくる。

都市像「健幸都市たかはし」の実現と豊かで活力ある持続可能な地域社会の形成に向けて、本市の特性を活かし重点的に取り組んでいくテーマは次のとおりとする。

① 未来を拓く人づくりの推進

本市には認定こども園から吉備国際大学まで多くの教育機関が充実しており、この強みを活かし、就学前と義務教育、高校・大学との連携をより密にすることにより、教育効果の向上を図るとともに、地域の特色を活かしたふるさと学習を地域と一体となって進め、人間力と郷土愛を育む教育の充実に取り組む。

また、吉備国際大学や図書館、公民館等を核として、誰もが楽しみ、触れ合える学習機会の充実を進めるとともに、女性、若者、高齢者、障害者、外国人市民の方など、誰もが居場所と役割を持ち、つながりを持って支え合う地域づくりに向けた取組を、関連する施策の連携により総合的に推進する。

② 健康まちづくりの推進

過疎・高齢化が進行している中で、「まち」の活力を維持するために、生涯現役の社会づくりを推進し、市民が将来にわたって、安心して健やかに暮らすことができる地域をつくるため、高梁市医療計画に基づく持続可能な地域医療体制の構築等、医療、介護、介護予防、生活支援、住まい、健康、交通といった生活の基盤となるサービスが、地域で一体的かつ有効に機能する仕組みづくりをめざす。

また、市民一人ひとりが自分の健康は自分で守るという意識を高め、生涯を通じた心身の健康づくりを強力に推進することによって、健康寿命の延伸を図る。

③ 地産地消の推進

本市の豊かな自然環境と気候風土から生まれる良質な農林水産物等の地域資源を活かし、家庭や地元飲食店、学校給食等での地産地消を進めることで、生産基盤である農地の保全等につなげるとともに、地域資源を活用した6次産業化等、新たな価値を創造する産業や地域内でサービスを提供する供給者の育成に努め、市内での観光消費額拡大と地域経済循環を促進する。

また、地産地消と併せて食文化を見直し、食育を推進することで、市民の健康づくりと家族や地域の絆を強めることにつなげていく。

5. 地域の持続的発展のための基本目標

本計画の計画期間内に達成すべき計画全般に関わる基本目標を定める。

基本目標①

指標	現状値	目標値
人口の社会増減 (転入者－転出者)	H27～R1 平均値	R3～R7 年平均値
	▲163人／年	▲79人／年

※岡山県毎月流動人口調査(年報)より

基本目標②

指標	現状値	目標値
年少人口(0～14歳)の割合	令和元年	令和7年
	9.1%	9.2%

※岡山県毎月流動人口調査(年報)より

基本目標③

指標	現状値	目標値
「高梁市に愛着を感じている」 と回答した人の割合	令和元年	令和7年
	80.9%	85.0%

※市民アンケート調査より

基本目標④

指標	現状値	目標値
「現在の暮らしを幸せだと感じている」 と回答した人の割合	令和元年	令和7年
	76.5%	85.0%

※市民アンケート調査より

6. 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画と高梁市総合計画・前期基本計画（第2期高梁市まち・ひと・しごと総合戦略）は、相互に関連し計画期間も一致するため、一体的に進行管理するものとし、基本目標や総合計画での評価指標の達成状況等を毎年把握し、庁内及び外部有識者会議での評価・検証も踏まえて、必要な見直しと改善を図り、翌年度への事業実施に活かしていくPDCAサイクルを確立する。

7. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

8. 公共施設等総合管理計画との整合

本市においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予測されることを踏まえ、長期的な視点をもって、施設の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に実施していく必要がある。

このため、本計画での施設の維持管理・整備等に当たっては、平成29年3月に策定した「高梁市公共施設等総合管理計画」に定める「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」や「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」、及び今後策定する「高梁市公共施設再配置計画（仮称）」等に沿って進めるものとする。

【公共施設等の管理に関する基本方針】

① まちづくりと連動した公共施設管理の推進

高梁市総合計画等の各種計画と連携しながら、持続可能なまちづくりを検討する。今後も住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域や施設の特性を考慮した公共施設等の更新、維持管理及び利活用を推進する。

② 施設保有量の最適化

全庁的な視点を持って、今後の財政状況や人口構造等に見合った適切な施設保有量の検討を行う。類似・重複した施設の集約化又は複合化を進め、利用状況が低く、かつ、老朽化した施設から縮減するなどして、施設保有量の最適化を図る。また、必要とされる施設については、計画的に更新する。

③ 計画保全（予防保全）による長寿命化

都市インフラ施設（道路、橋りょう、上下水道等）を始めとした、今後も継続して使用する公共施設については、これまで行ってきた不都合が生じてから修繕を行う「事後保全」の維持管理だけでなく、長期的な視点で計画的な修繕を行う「予防保全」の考え方を取り入れ、定期的な点検や診断結果に基づく計画的な保全を実施し、公共施設等の長寿命化を推進する。

④ 市民ニーズに対応した施設の活用

人口構造や社会情勢の変化等による市民ニーズの多様化、防災対応やユニバーサルデザイン化の推進、環境に配慮した取組等、時代の要請に対応するため施設機能の必要性や今後のあり方について分析・検討し、地域のニーズや利用状況等を考慮しながら公共施設の有効活用を行う。

⑤ 民間活力を活かした取組の推進

民間企業等が有しているノウハウを積極的に活用して、サービス水準を維持しながら、計画的・効率的な維持管理に努め、ライフサイクルコストの縮減を図る。

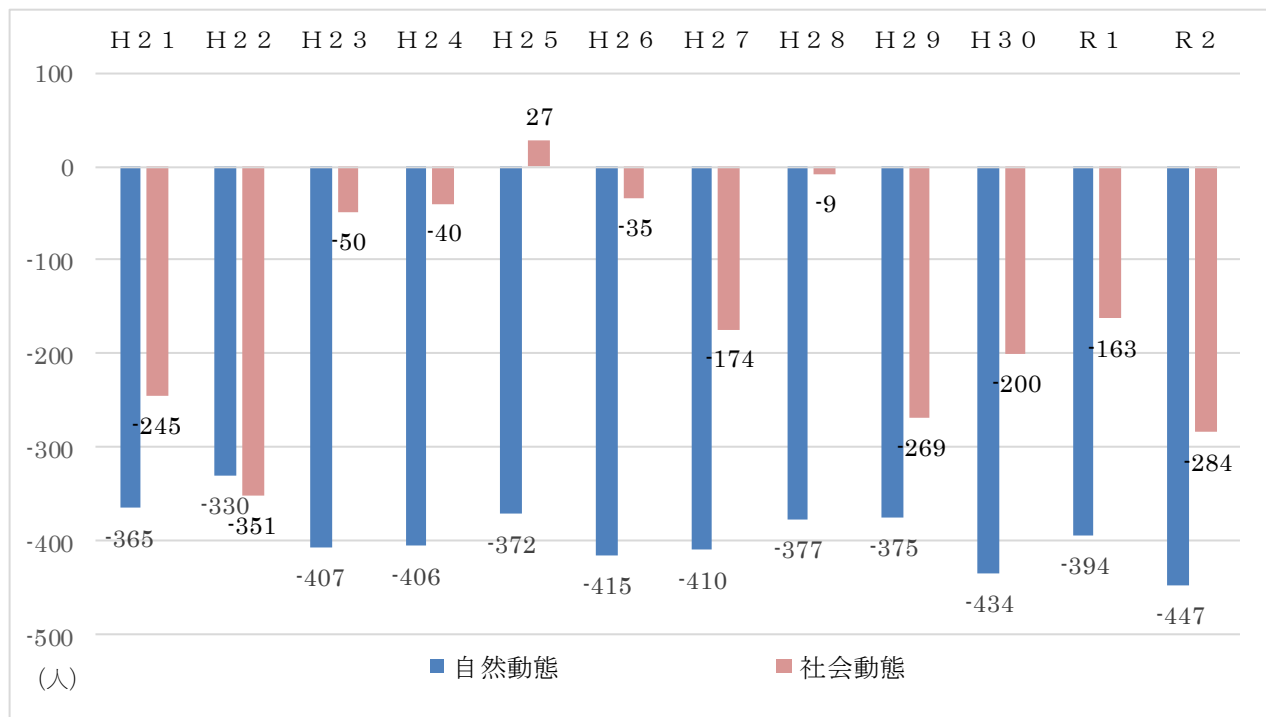
第 2 章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1. 現況と問題点、その対策

現況と問題点

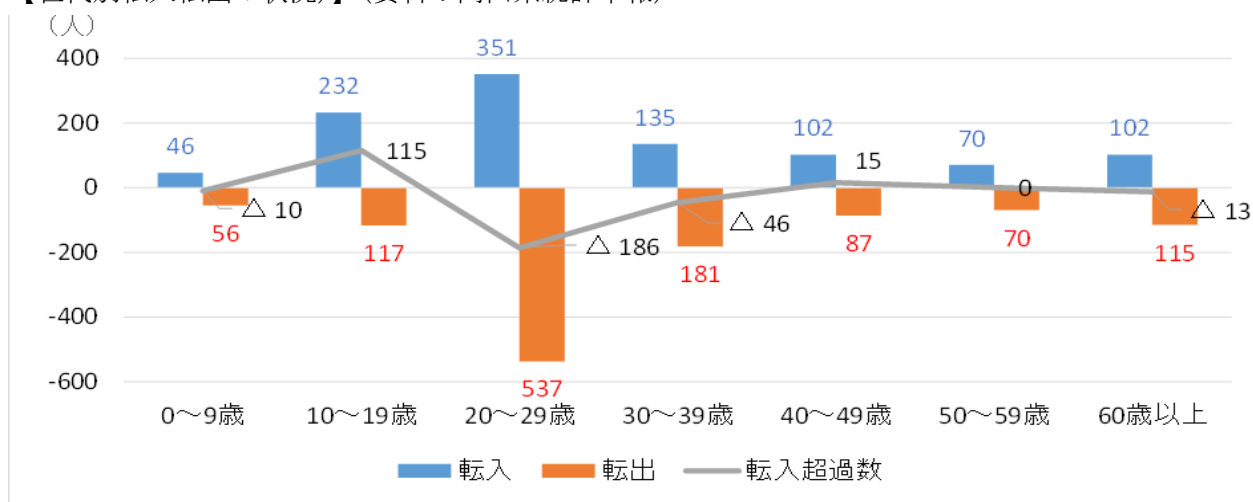
- 本市では定住促進に向けた取組を強化し、継続的に実施してきた結果として、人口の社会動態は平成 23 年から改善傾向に転じたが、平成 29 年からは再び大幅な転出超過が続いている。進学や就職による若い世代の流出が大きな要因となっており、産学官民一体となって若い世代の流出抑制を図るとともに、人材の還流を進めていく必要がある。
- 東日本大震災以降、若い世代の田舎暮らし志向の高まりを捉え、官民連携による移住受入支援体制の整備に取り組んできたことで、都市部からの移住による新規就農や起業を後押ししている。今後は、新型コロナウイルス感染症を契機として再び地方移住への機運が高まる中、テレワーク※の普及など暮らし方、働き方の変化や移住希望者のニーズを的確に捉えて、都市部からの人の流れの拡大につなげていく必要がある。
- 「就業」「結婚・出産」「子育て」「教育」「住宅」まで幅広い移住・定住支援制度を、若者、子育て世帯を中心とする市民や移住を考えている方々に効果的に発信していくことが求められている。また、地方創生に向けて全国各地で同様の取組が展開され、激しい地域間競争が生じている中で、本市の持つ「まちなイメージ」をブランド化させ、戦略的・継続的に情報発信していく必要がある。
- 行政だけでは解決できない地域課題が複雑・多様化する中で、行政と市民、町内会、NPO 法人、ボランティア団体、関係人口や交流人口等、地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として自ら積極的にまちづくりに参画・活躍し、誰もが生き活きと輝ける地域社会の実現が求められている。

【人口動態の推移（外国人を含む。）】（資料：岡山県「毎月流動人口調査」10 月 1 日基準）



※ テレワーク：「tele＝離れた所」と「work＝働く」をあわせた造語で、ICT を活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を意味する。

【世代別転入転出の状況】（資料：岡山県統計年報）



その対策

① シティプロモーションの推進

- 市のブランドイメージを市内外へ戦略的・継続的に発信し、認知度を向上することで、「つながってみたい」、「行ってみたい」、「住んでみたい」と興味や関心を持つファンを増やしていき、関係人口の増加と移住促進につなげる。
- 本市の持つ強み（＝ブランド力）を市民や団体、事業者等と連携し高めていき、「住んでみたい」、「これからも住み続けたいまち」となるよう、郷土への愛着と誇りの醸成を図ることにより、転出抑制につなげる。

② 関係人口の拡大と地域間連携

- 地域づくりの担い手確保や将来的な移住・定住につなげていくため、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の創出・拡大に取り組む。
- 備中松山城を始めとした歴史遺産や備中神楽等の伝統文化を活かして、県内外の都市との交流・地域間交流や連携を促進し、交流・関係人口の拡大に取り組む。
- 現在の移住相談窓口に加え、本市の出身者や吉備国際大学等の卒業生、観光やふるさと納税等を通じてつながった方々に対しての情報発信や、具体的な活動等につなげる一元的な相談窓口を設け、関係人口の創出・拡大に向けた体制整備を図る。
- 都市部の企業からの寄附等によって本市とのつながりをつくり、企業活動を通じた関係人口の創出・拡大につなげるため、企業版ふるさと納税の推進を図る。
- 「高梁川流域連携中枢都市圏」を始めとした、観光資源や行政施設等の相互利活用、福祉・医療・教育といった様々な分野での広域的な行政連携や友好都市等との地域間交流を推進する。

③ 都市部からの人の流れの拡大

- テレワーク等による田舎暮らしや就農、起業等、移住ニーズの多様化に柔軟に対応できる受入体制の整備に、庁内関係部署、関係団体、地域等との連携・協働で取り組むとともに、オンラインによる移住相談や現地での案内体制等、きめ細かい情報提供と支援体制を構築して、都市部からの人の流れを拡大する。
- 増加している空き家は、移住の受入基盤となっていることから、地域や民間事業者と連携し、空き家情報バンク制度への登録と流動化の促進に向けた取組を強化する。

④ 若い世代の定住促進の強化

- 若い世代の定住促進に向けては、就業、結婚・出産、子育て、教育、住宅取得等の総合的な対策が求められるため、引き続きニーズを把握、分析しながら、庁内関係部署や関係団体が密接に連携し、施策横断的な対策を推進する。
- 若い世代にとって、やりがいのある魅力的な仕事・雇用環境の創出と多様な働き方を実現するための起業・創業支援に取り組むとともに、ターゲットを絞った就職面接会や市内企業への理解を深める取組等により、雇用のミスマッチ解消を推進する。また、産学官の連携により産業人材の育成を図り、市内企業への就職や市内大学等への進学、市外進学者へのUターン施策等を進めていくことで、市内企業で中核となって活躍する人材の育成・定着を図る。
- 子育て世代の住宅対策は大きな課題であり、住宅取得等に対する総合的な支援に取り組むとともに、都市拠点や生活拠点、地域拠点において、子育て支援住宅や分譲宅地を整備する。また、民間による世帯向け賃貸住宅等整備の誘導を図る。
- 若い世代の結婚から子育てまでの希望をかなえるため、結婚を希望する男女への出会い・交流の場の創出、妊産婦の不安解消を始めとし、結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援に取り組める体制を整備する。

⑤ 次代を担う人材の育成

- 地域の特色を活かしたふるさと学習を地域と一体となって進め、人間力と郷土愛を育む教育・生涯学習の充実に取り組む。
- 女性、高齢者、障害者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち、様々な人々と交流しながらつながりを持って支え合う地域づくりに向け、誰もがまちづくり活動へ参画できる環境整備を関連する施策との連携により総合的に推進する。
- 地域の課題解決に向けたまちづくり事業等に関する情報交換会や研修会、発表会等の開催により、ネットワークの構築を図るとともに、協働のまちづくりを担う団体等の支援や、次代を担う地域リーダーの育成を図る。

2. 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成				
	(1) 移住・定住	定住促進住宅整備事業	高梁市	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	若者定住促進住宅助成事業 - 子育て世帯等の住宅新築・購入、住宅リフォームに対する費用を助成し、次世代を担う若者の定住促進を図る。 子育て世帯賃貸住宅建設促進事業 - 不足している子育て世帯向けの賃貸共同住宅の確保を図るため、市内において子育て世帯向け賃貸共同住宅の建設を行う民間事業者等に対し助成金を交付し、次世代を担う若者の定住促進を図る。 空き家バンク活用促進助成事業 - 高梁市空き家情報バンク制度への登録を促進し、市内に所在する空き家の利活用を通じて、移住及び定住の推進を図るため、空き家の家財整理及び改修に要する経費を助成する。 移住サポート業務委託事業 - 移住相談や現地案内、情報発信、移住後のフォロー等の移住促進に係る総合的な業務を市内団体に委託し、官民地域の連携・協働による移住受入サポート体制を確立し、移住の促進と地域活性化を図る。	高梁市 高梁市 高梁市 高梁市	

第 3 章 産業の振興

1. 現況と問題点、その対策

(1) 農林水産業の振興

現況と問題点

- 地域の需要に合わせた農林水産物を生産し、地産地消を推進することで、地域経済循環を高めていく必要がある。
- 品質の高さを活かしたブランド確立を図り、首都圏や関西圏の消費者や実需者に向けて、高品質で安全・安心な本市の農林水産物の認知度を一層高めていく必要がある。
- 新たな商品開発や販路拡大等による農林業者の所得向上や雇用の向上が求められている。
- 鳥インフルエンザや口蹄疫については、発生による地域経済への影響が大きいことから、発生予防と蔓延防止に万全を期する必要がある。
- 市内の漁業協同組合は、内水面の生態系回復に向けた行動とカワウ等による水産資源の食害防止に取り組んでいる。
- 本市農林業を将来にわたり持続的かつ安定的に発展させていくためには、新規就農者や集落営農組織の法人化等による担い手の確保・育成が喫緊の課題となっている。
- 担い手への農地集積については、年々着実に進んでいるものの、農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、一層の農地の集積・集約化に取り組む必要がある。
- 本市を代表するぶどうやトマトは、市場ニーズに対応できる供給力の強化が求められている。
- 高品質な農産物の生産を維持していくためには、栽培技術の確実な継承や、より一層の省力化・低コスト化をめざしていく必要がある。

【新規就農者の状況】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
新規就農数	9 人	7 人	11 人	9 人	9 人

【農業産出額及び生産農業所得の推移】

単位：1,000 万円

区分 年	農 業 産 出 額						生産農業 所得
	耕 種				畜 産		
	米	野菜	果実	工芸作物			
平成 7 年(1995)	1,090	251	153	123	79	445	397
平成 12 年(2000)	938	167	111	107	36	487	241
平成 17 年(2005)	943	122	104	108	7	575	241
平成 22 年(2010)	927	115	110	117	6	556	237
平成 27 年(2015)	741	94	74	184	1	365	—

(資料：岡山県農林水産統計年報)

その対策

① 市内産農林水産物の消費拡大

- 地域で生産された農林水産物を、地元の宿泊施設、飲食施設や直売所等で提供・加工・販売を行う

地産地消の取組を推進する。

- 市内産農林水産物の首都圏や関西圏での効果的なプロモーションの展開を図るとともに、とりわけ海外でのニーズが高いぶどうについてはアジア地域においてもプロモーションを展開し、市内産農林水産物の知名度向上と販路や流通量の拡大を図り、更なるブランド力向上を推進する。
- 農林漁業者自らが生産・加工・販売等を行う6次産業化を推進し、市内産農林水産物を有効活用した新商品の開発や県内外での商談会への積極的な展開による販路拡大を支援する。
- 高梁川流域連携中枢都市圏における自治体間連携等により、地域で生産される高品質な農林水産物や加工品の情報発信をより広域に行うことで、認知度の向上を推進する。
- 農場への定期的な立入り検査の実施に加えて、飼養管理技術の向上により、家畜伝染病の発生予防と安全で高品質な畜産物の安定生産を推進する。
- 内水面における水産資源の回復、漁場環境の保全の取組を支援するとともに、新たな繁殖等の取組を推進する。

② 農林業の持続的発展

- 新規就農者の確保・育成のため産地で行う就農研修の受入体制の整備・充実を図るとともに、就農後の早期経営確立を支援する。
- 意欲ある経営体や集落営農組織のリーダー等の人材育成、規模拡大や経営の多角化に必要な機械の整備、既存経営体や集落営農組織の法人化等により力強い担い手確保を推進する。
- 農地利用の最適化に向けて、人・農地に関する地域の話合いや岡山県農地中間管理機構を活用して、農地の集積・集約化を推進する。
- 市場ニーズに対応するための供給力の強化を図るため、産地の規模拡大や生産性の向上を図る取組を支援する。
- 先端技術を活用したスマート農業の実証に取り組み、最適な技術体系を確立するとともに、必要な新技術の普及により、農作業の省力化・安全性確保や高品質生産の実現を支援する。

(2) 農山村の振興

現況と問題点

- 中山間地域では、過疎化、高齢化による労働力不足、地形的に不利な農業生産条件や生活環境整備の立ち遅れなどから、生産活動の低下、荒廃農地の増加、さらには地域コミュニティの維持が困難になるなど、様々な問題が生じている。
- 良好な営農条件を備えた農地や農業用水の確保と有効利用、次世代への継承が課題となっている。
- 農福連携※に取り組むことで、障害者の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性がある。
- 農村の所得向上と地域の活性化を図るため、農泊をビジネスとして実施できる体制を持つ地域を創出する必要がある。
- 農村で半農半Xなどの多様なライフスタイルを実現する取組に関心が高まっている。
- 森林の持つ多面的機能の発揮において、定期的かつ適切な山林の手入れが不可欠であり、近年において特に重視されている防災機能強化につながる森林施業を推進していく必要がある。

※ 農福連携：障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組

- 有害鳥獣による農産物被害は、営農意欲の減退をもたらす耕作放棄地や離農の要因になることから、数字として表れる以上に深刻な影響を及ぼしており、被害防止対策が喫緊の課題となっている。
- 狩猟免許所持者の減少や高齢化が進む中、捕獲に掛かるコストや捕獲後の処分が狩猟者にとって大きな負担となっている。

【主業、準主業、副業的農家数の推移】

単位：戸

年	区分	販 売 農 家 数				自給的 農家数
		計	主業農家	準主業農家	副業的農家	
平成 7 年(1995)		3,839	608	1,007	2,224	1,555
平成 12 年(2000)		3,164	386	714	2,064	1,541
平成 17 年(2005)		2,597	289	469	1,839	1,627
平成 22 年(2010)		2,276	246	468	1,562	1,563
平成 27 年(2015)		1,722	203	303	1,216	1,490
令和 2 年(2020)		1,311	167	147	997	1,249

(資料：農林業センサス)

【経営耕地面積、耕作放棄地面積の推移】

単位：h a

年	区分	経 営 耕 地 面 積				耕作放棄地 面 積
		農地全体	田	畑 (樹園地除く)	樹園地	
平成 7 年(1995)		2,911	1,796	920	196	508
平成 12 年(2000)		2,419	1,541	714	166	573
平成 17 年(2005)		2,057	1,181	521	152	883
平成 22 年(2010)		1,639	934	416	153	897
平成 27 年(2015)		1,310	784	282	140	935
令和 2 年(2020)		1,026	675	231	120	-

(資料：農林業センサス)

【山林の所有形態別面積（森林計画対象面積）】

区 分	国 有 林	市 有 林	財産区有林	私 有 林	計
面 積 (ha)	1,067	2,212	774	38,759	42,812
割 合 (%)	2.49	5.17	1.81	90.53	100

(資料：岡山県の森林資源・令和 2 年 3 月現在)

【森林資源の状況（国有林を除く）】

区 分	面 積 (ha)	材 積 (m ³)		
		針 葉 樹	広 葉 樹	計
人工林	9,288	2,209,398	5,928	2,215,326
天然林	31,449	1,140,173	2,143,831	3,284,004
計	40,737	3,349,571	2,149,759	5,499,330

(資料：岡山県の森林資源・令和 2 年 3 月現在)

【有害鳥獣被害の状況】

年	区分	被害状況（千円・ha）		駆除数（頭・羽）			
		被 害 額	被害面積	野 猪	野 鹿	野 猿	その他※
平成 27 年(2015)		33,601	196.55	1,479	8	32	75
令和 2 年(2020)		17,470	33.34	2,280	41	76	910

その対策

① 農山村の活性化

- 農業の有する多面的機能を適切かつ十分に発揮させるとともに、荒廃農地の発生防止・解消に向けて、日本型直接支払制度を活用した地域資源の共同保全活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動等を支援する。
- 荒廃農地の有効利用対策として、引き続き牛の放牧や麦の栽培を推進するとともに、新たな作物の導入等を推進する。
- 地域が描く将来の農業に最適な整備を行うため、営農計画や販売戦略等のソフト施策と十分な連携を図り、農地の団地化など効果的な生産基盤の整備を図る。
- 農福連携に関して、認知度の向上を図るとともに、働きやすい環境の整備や専門人材の育成等を通じた取組を支援する。
- 農泊に関して、経営者等の関係者で構成するネットワーク組織を設立し、一体的な情報発信や研修会を開催するなど、ビジネスとして取り組むための推進体制の整備を図る。
- 意欲を持って農業に取り組む半農半Xを実践する者や帰農者等を対象に、栽培から出荷までの現地講習会を開催し、必要な知識・技術の向上を図る。

② 森林の保全と活用

- 森林の有する多面的機能の発揮、防災機能の強化のため、集落及び山林所有者による立竹木の整理及び伐採に係る費用の一部を支援し、再生可能エネルギーの導入など地域資源を活かした循環型社会の実現をめざす。
- 森林資源の有効活用、適切な森林施業による木材の安定的な生産供給を図るため、造林作業路の新設に係る費用の一部を支援する。

③ 有害鳥獣被害防止対策の充実

- 野猪・野猿等の有害鳥獣による農産物等被害の軽減を図るため、地域の実情にあった防護柵及び捕獲檻の設置を支援する。
- 集落が一体となって、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりの推進を図る。
- 有害鳥獣駆除班員の捕獲労力負担軽減を図るため、ICT機器を使用した捕獲等についての活用を推進し、捕獲後の処分労力の軽減に努める。
- 野猿群による農作物被害対策及び住環境被害対策のため、野猿群パトロールを強化し、農作物被害等の予防に努める。

(3) 商工業の振興

現況と問題点

- 小売業の事業所数や年間商品販売額は減少傾向が続いており、経営者の高齢化や後継者不足等により閉店や廃業が増加し、事業承継が課題となっている。また、創業の支援、経営力の向上に向けた積極的な取組が求められている。
- 高齢化と地域の商店の閉店が進んでいる中で、高齢者等の買い物の利便性を確保するため、出張販売や移動販売への支援策が求められている。

- 産業別では、非鉄金属、輸送用機械、金属製品の生産額が大きく、市外から所得を獲得できる地域にとって強みのある産業となっている。
- 多種多様な業種の企業立地による地場産業の質的転換と就業機会の拡大を図ってきたが、過疎化の進行や経営者の高齢化等により、事業所数・従業者数は減少傾向にある。
- 市内企業の活力維持・育成を図るため、各種支援策等の充実を行い、設備の近代化、経営の基盤強化、合理化等の推進を図っていく必要がある。
- 雇用の確保や財政効果から、引き続き効果的な企業誘致の推進に努めていく必要がある。

【事業所数の推移】

単位：事業所、%

区分 年・総数		事業所数及び構成比									
		鉱業	建設業	製造業	卸小売業	金融保険業	不動産業	運輸通信業	電気ガス水道業	サービス業	その他
平成18年	2,247 (100.0)	2 (0.1)	225 (10.0)	219 (9.7)	649 (28.9)	26 (1.2)	178 (7.9)	49 (2.2)	5 (0.2)	833 (37.1)	61 (2.7)
平成24年	1,842 (100.0)	1 (0.1)	186 (10.1)	137 (7.4)	527 (28.6)	27 (1.5)	172 (9.3)	53 (2.9)	2 (0.1)	722 (39.2)	15 (0.8)
平成28年	1,593 (100.0)	2 (0.1)	157 (9.9)	128 (8.0)	461 (28.9)	22 (1.4)	153 (9.6)	50 (3.1)	2 (0.1)	571 (35.8)	47 (3.0)

(() 書きは構成比)

(資料：事業所・企業統計調査 (H18)、経済センサス活動調査 (H24～))

【製造業従業者数・出荷額の推移】

	平成21年	平成22年	平成24年	平成25年	平成26年	平成29年	平成30年	令和元年
従業者(人)	3,343	3,352	3,041	3,753	3,690	4,020	4,100	3,924
出荷額(百万円)	84,265	95,789	64,159	127,808	129,679	142,320	149,690	148,033

(資料：工業統計調査)

【商業事業所数、商品販売額の推移】

区分 年	事業所数	事業所数及び構成比							従業員数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
		卸売業	各種商品 小売業	織物衣服 等小売業	飲食料品 小売業	自転車 自動車 小売業	家具建具 什器 小売業	その他 小売業		
平成16年	682	94 (13.8)	8 (1.2)	52 (7.6)	236 (34.6)	49 (7.2)	71 (10.4)	172 (25.2)	2,939	32,610
平成19年	588	84 (14.3)	5 (0.9)	42 (7.1)	192 (32.6)	42 (7.1)	55 (9.4)	168 (28.6)	2,688	39,229
平成24年	527	74 (14.0)	4 (0.8)	34 (6.5)	153 (29.0)	42 (8.0)	25 (4.7)	177 (37.0)	2,701	34,492
平成28年	461	67 (14.5)	2 (0.4)	27 (5.9)	129 (28.0)	45 (9.8)	21 (4.6)	170 (36.9)	2,266	34,346

(() 書きは構成比)

(資料：商業統計調査 (～H19)、経済センサス活動調査 (H24～))

その対策

① 商工業の活性化

- 商店街等の空き店舗を使つての開業やチャレンジショップ※、既存店舗のリニューアル、移動販売等の取組を支援するとともに、関係団体が連携して起業や新分野参入を促進する。

※ チャレンジショップ：商店街等の空き店舗を活用し、新規出店希望者への安価な家賃で貸し出しを行なうもの。出店のみならず、催事等の拠点としての利用も想定する。

- 地元商店街ならではの地域に密着したサービスやイベント戦略の展開等を支援する。

② 担い手・後継者の育成

- 中小企業経営者の意識改革や後継者の育成等の人材育成、事業の拡大や安定化を商工会議所や商工会、高梁川流域中枢都市圏等との連携により支援する。
- 中小企業設備近代化・中小企業振興資金※の活用を促進し、商業活性化支援事業を活用するなど資金調達を図るとともに、国・県・金融機関の金融制度の普及に努める。

③ 地場産業振興と企業誘致の推進

- 市内中小企業の維持・発展を地場産業振興施策の中心に位置づけ、中小企業に対して、経営の革新や生産性向上等につながる新たな支援策を充実させ、自助努力を後押しする。
- 地域企業の活力向上のために、中小企業等による連携や共同、製品開発や販路拡大等への新たな取組を支援する。
- 市内適地に新たな工業団地を造成するとともに、本市の立地条件や魅力を県内外に情報発信し、本市への関心を高めながら工業団地や廃校、空き店舗等への企業誘致を積極的に推進する。
- 市内企業を積極的に訪問し、企業動向やニーズの情報収集、産業のPRなど企業と行政とのネットワークを形成し、市内での事業の維持・継続、発展が図られるようフォローアップに努める。
- 県、公共職業安定所、商工会議所、商工会、高梁川流域中枢都市圏等との連携を強め、市内の高校生・大学生等の地域内就職を推進するとともに、定住促進対策等の施策によりI・J・Uターンの促進を図る。

(4) 新たな産業の創出と雇用環境の改善

現況と問題点

- 輸送用機械器具製造業等の業種では製造品出荷額が伸び、金属製品製造業や非鉄金属製造業等では出荷額が安定しており、これらは本市の強みとなっている。一方で、その他の産業については厳しい状況にあるものが多く、地域の人材や資源を活かしながら産業の振興を図るため、新たな地域産業の創出を進めていく必要がある。
- 工業は自動車関連が中心となっているため、産業の空洞化を招きやすい傾向にあり、産業構造の多角化の促進が求められている。
- 地域資源を活かした新たな観光を中心とする産業、環境や福祉をテーマとする新しい産業の育成が求められている。
- 若者の定職離れや中高年齢者の雇用対策、男女均等な雇用機会の確保、育児・介護休業の定着促進、労働条件の改善、働き方改革の推進等、労働者にとって魅力ある職場づくりが求められている。
- 従業者数は製造業では増加の傾向にあるが、全体としては減少の傾向にある。有効求人倍率は高止まりし、特に建築・土木・製造業の技術者や作業員、医療・福祉従事者等は生産年齢人口の減少で恒常的に人材不足が生じている。
- 地元からの優秀な人材を求めている市内企業と新規学卒者の間で、企業側の採用情報が不足しているなどの理由により、求人と求職にミスマッチが生じている。

※ 中小企業設備近代化・中小企業振興資金：中小企業者における設備の近代化、安定運営のための資金の借入れに対し、利子の一部を補助する制度

【ハローワーク高梁の求人倍率、有効求人、有効求職者数】

単位：倍・人

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年
求人倍率	0.56	0.68	0.84	0.81	1.13	1.32	1.25	1.56	1.89	1.99	1.80
有効求人	781	914	1,091	1,002	1,227	1,317	1,286	1,557	1,643	1,677	1,582
有効求職	1,385	1,350	1,293	1,233	1,089	1,001	1,026	996	871	841	877

(資料：雇用労働統計)

【新規学卒者の市内就職状況】

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年
事業所数	21	19	29	26	27	30	26	23	22	19	20	20
新規学卒就 職者数(人)	82	66	109	109	96	110	88	99	91	95	87	76

(資料：産業振興課調べ)

その対策

① 新たな産業の創設

- 地域経済の発展のため、国・県等の支援機関や商工団体を通じ、成長性の高い技術・商品等を有する創業者やベンチャー企業を発掘し、事業化までの支援・育成を行う。
- 地域のニーズや特性にあった産業を創出するため、商工団体や吉備国際大学等の関係機関と連携し、新たな需要に対応する福祉関連産業を始め、農林水産物等の地域資源や自然を活用したものづくりなどの農商工連携事業を支援する。
- 超高速大容量・低遅延の情報通信インフラの整備に伴い、ICTを活用した新たなサービス、産業等を支援する。

② 安定した雇用の維持・創出

- 中小事業者を対象とした各種資金融資制度の充実を図り、その普及・啓発に努める。
- 若者の採用・育成に積極的に取り組むユースエール認定企業*等を増やすなど、市内企業の魅力を高め、市内学生に地元企業を知ってもらう取組により、新規学卒者の地元就職を促進するとともに、企業誘致や起業支援等により雇用の場の確保に努める。
- 市内の企業や学校、若年求職者等から情報を収集して共有することで、求人と求職のミスマッチ解消に努める。
- 勤労者の福利厚生制度の普及を図りながら、仕事と家庭の両立ができる環境整備の促進に向けた広報に努める。
- 国や県、高梁川流域中枢都市圏等と連携・協力しながら、求職者に対する相談や指導等の就職支援に取り組む。
- 従業員の雇用や福利厚生等を充実させ、働きたい・働きやすい労働環境整備の支援の充実を図る。

* ユースエール認定企業：厚生労働大臣が認定した若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況等が優良な中小企業（常時雇用の労働者が300人以下の企業）

③ 新たな働き方の支援

- 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、兼業・副業等働き方改革を支援する。
- サテライトオフィス※、コワーキングスペース※等の整備を推進するとともに、情報通信インフラの整備による情報通信産業等の誘致も考慮し、テレワークやオンライン会議など新しい生活様式に対応した働き方を支援する。

(5) 観光の振興

現況と問題点

- 「備中松山城」と「吹屋ふるさと村」という全国的にも発信力のある観光資源に恵まれているものの、この2つをつなぐ2次交通の整備や周遊ルートの設定等が十分でなく、連携したプロモーションを推進しにくい状況にある。
- 効果的な誘客手段として、市内の関係団体や関係事業者との連携を強化するとともに、近隣市町や関連自治体と連携した広域観光に取り組む必要がある。
- 観光資源、観光施設の連携が十分に図られていないために通過型観光になっている。
- 日本遺産の認定を受けた吹屋地区においては、歴史や文化をより深く知ってもらうための工夫や、県内他の日本遺産と連携したプロモーションを展開していく必要がある。
- 宿泊施設の収容力が小さく、宿泊ニーズに十分対応できない状況が発生している。
- 新たな観光のあり方として、ワーケーション※を推奨し、コワーキングスペース等の環境整備を進める必要がある。
- 魅力的で高梁ならではの土産物や食事メニューが少ないため、観光消費額が伸びにくい状況にある。
- まちぐるみで観光により市を盛り上げるという気運を醸成していく必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えて、外国人観光客の受入体制を整備していく必要がある。

※ サテライトオフィス：企業等の本社・本拠地から離れた場所に設置する小規模なオフィス

※ コワーキングスペース：仕事ができる共有型のオープンスペース

※ ワーケーション：ワーク(仕事)とバケーション(休暇)を組み合わせた造語であり、長期滞在の旅行先でパソコン等を使って仕事をする事。

【主な観光施設の入り込み客数】

単位：人

施設名	平成 22 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年	平成 30 年	令和元年
備中松山城	35,274	41,875	70,212	106,327	70,758	100,397
郷土資料館	4,615	3,468	4,307	5,453	4,128	4,288
商家資料館・池上邸	3,972	5,187	11,525	12,760	11,144	12,963
武家屋敷・旧折井家	12,084	10,486	11,616	12,906	11,229	13,344
武家屋敷・旧埴原家	6,049	10,105	11,434	12,614	11,059	12,582
頼久寺庭園	18,740	18,395	18,776	22,290	17,131	18,691
石火矢町ふるさと村	45,333	51,478	57,625	63,800	55,720	64,815
山田方谷記念館	—	—	—	—	—	4,920
朝霧温泉ゆ・ら・ら	22,665	66,569	0	0	0	0
元仲田邸	4,044	1,466	3,599	4,326	2,723	2,508
神原荘	5,158	5,637	5,009	5,066	6,040	5,097
うかん常山公園	75,306	62,742	94,375	69,429	52,927	72,290
広兼邸	29,825	29,444	22,288	23,899	15,210	17,552
西江邸	20,861	19,103	13,235	16,360	7,878	9,813
吹屋ふるさと村郷土館	19,089	17,691	12,819	16,804	10,106	12,408
旧片山家住宅	19,114	17,691	12,819	16,804	10,186	12,649
民俗資料館ベンガラ館	16,901	15,730	12,020	14,261	9,223	10,132
笹畝坑道	19,560	19,476	14,087	17,311	11,202	13,338
成羽美術館	26,412	21,988	13,359	29,735	24,191	19,468
ラ・フォーレ吹屋	17,563	20,621	16,464	17,548	8,899	10,268
町家ステイ吹屋 千枚	—	—	—	—	—	137
吉備川上ふれあい漫画美術館	16,515	13,391	12,037	13,199	10,110	11,256
弥高山公園	22,895	30,608	38,838	27,494	25,234	22,521
西山高原レジャー施設	3,015	1,115	3,214	2,661	1,735	2,348
合 計	444,990	484,266	459,658	511,047	376,833	453,785

(資料：観光課調べ)

その対策

① 観光交流人口の拡大

- 「備中松山城」と「雲海」、「吹屋ふるさと村」と「ボンネットバス」等、伝わりやすいイメージ戦略を推進し、相乗効果による観光交流人口の拡大を図る。
- 「備中松山城」や日本遺産に認定された吹屋地区等、本市の歴史的な遺産を活かし、近隣市町や関係自治体と連携し、魅力的なテーマに基づいた広域観光に取り組む。
- I Tの活用やマスメディアとの連携等、幅広いプロモーションにより、知名度向上を図る。
- わかりやすく手に取りやすい観光ガイドブックの作成や多言語に対応した案内看板等の整備に取り組む。
- 高梁市日本遺産推進協議会と連携し、おもてなし講座の開催や多言語に対応した構成文化財の案内看板の設置等、ソフト・ハード両面の受入体制の整備を進める。
- 観光地のトイレの機能性や快適性の向上を図るため、計画的に洋式化やバリアフリー化等を推進していく。
- 空き家等を活用し、宿泊施設やワーケーションの拠点整備を進める。

② 観光振興活動の支援

- 地域団体等が自主的に実施するイベント等を積極的に支援する。
- 「備中たかはし松山踊り」、「成羽愛宕大花火」、「マンガ絵ぶたまつり」等、市を代表するイベントを開催する実行委員会や協力団体等を支援する。
- 観光ボランティアガイドの養成や資質向上のための研修等を支援する。
- 外国語での対応が可能な観光ガイドの育成等、インバウンド対応力の強化を図る。
- 映画等のロケ支援等を行うフィルム・コミッションの活動を支援し、ロケツーリズムを推進する。

③ 観光資源の掘り起こしとブラッシュアップ

- 市内の関係団体や地域住民と連携し、新たな観光資源の発掘や開発を推進する。
- 既存の観光資源をブラッシュアップすることにより、観光地としての魅力や価値の向上を図る。
- 地域ならではの体験メニューの造成や新たな観光コースの設定に取り組む。
- 日本遺産のストーリーが体感できる先端技術（ＡＲ・ＶＲ等）を導入する等、吹屋地区の新たな魅力づくりに取り組む。

④ 地域経済の発展につなげる観光振興

- 「備中松山城」と「吹屋ふるさと村」を結ぶ観光ルートの設定や２次交通の強化等により、観光客の周遊を促進し、滞在時間延長につなげる。
- 魅力的で高梁ならではの土産物や食事メニューの開発、着地型旅行商品※の造成を支援する。
- 市内の交通事業者、宿泊施設、飲食店とのネットワークを構築し、一体的なプロモーションにより観光消費額の拡大をめざす。
- 関係団体、関係事業者が一丸となり、観光を地域の経済効果につなげるという気運を醸成する。
- 高梁市日本遺産推進協議会の構成団体を始め、市内各種団体やステークホルダーによる商品開発や誘客等の機運の醸成を図る。

※ 着地型旅行商品：旅行者を受け入れる地域で作られる体験型の旅行商品のこと。

2. 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興				
	(1) 基盤整備 農業 林業	中山間地域総合整備事業 畑地帯総合整備事業 農地耕作条件改善事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 小規模土地改良事業 単市土地改良事業 公有林整備事業	岡山県 岡山県 高梁市 岡山県・高梁市 高梁市 高梁市 高梁市	
	(3) 経営近代化施設 農業	地域特産作物生産団地育成事業	高梁市	
	(5) 企業誘致	工業団地造成事業	高梁市	
	(9) 観光又はレクリエーション	備中松山城周辺整備事業 観光交流センター施設整備事業 高梁自然公園改修事業 吹屋ふるさと村周辺整備事業 羽山溪谷休憩所改修事業 旧広兼家住宅保存修理事業 うかん常山公園改修事業 弥高山施設改修事業 川上プラザ施設改修事業 西山高原レジャー施設改修事業 藩校「有終館」整備事業	高梁市 高梁市 高梁市 高梁市 高梁市 高梁市 高梁市 高梁市 高梁市 高梁市 高梁市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	新規就農総合対策事業 ・農業体験研修、農業実務研修の実施により新規就農者の確保・育成を進め、農業の振興と集落の維持・活性化を図る。 中山間地域等直接支払交付金事業 ・農業生産条件が不利な農用地を適正に管理する農業者へ交付金を交付することにより、多面的機能を持った中山間地域の農用地を維持し、農業の振興と集落の維持・活性化を図る。 野猪等防護柵設置補助金事業 ・市が推奨する基準に基づき、農林作物の生産者が防護柵を設置する場合に、新規購入資材費に対して補助金を交付し、有害鳥獣による農林作物被害の減少を図る。	高梁市 高梁市 高梁市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	商工業・6次産業化	地域商業活性化支援事業 ・新規開業や店舗リニューアル、経営革新や事業承継、移動販売等の取組に対し補助金を交付することにより、地域の商業振興及び地域経済の活性化を図る。	高梁市	
	観光	日本遺産推進事業 ・日本遺産のストーリーが体感できる先端技術（AR・VR等）の導入等、吹屋地区の新たな魅力づくりと受入体制の整備により、観光交流人口の拡大と地域経済の活性化を図る。	高梁市	
	企業誘致	企業立地促進事業 ・工場や物流施設等を建設する企業に固定資産税相当額の助成金や事業規模に応じた奨励金を交付することで、企業立地を促進し、産業の振興及び雇用機会の拡大を図る。	高梁市	

3. 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
高梁市全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

「1. 現況と問題点、その対策」のとおり

第 4 章 地域における情報化

1. 現況と問題点、その対策

現況と問題点

- 本市の情報通信基盤であるケーブルテレビ網は、機器老朽化への対応や、耐災害性の確保が求められている。また、超高速大容量・低遅延等の情報通信インフラを基盤とする「Society5.0」社会実現のため、光化の施設整備を推進する必要がある。
- 行政サービスの高度化や、地域の課題解決を図るため、未来革新技術を活用したデジタル化を推進する必要がある。また、A I や官民データの活用等の新たな視点や技術によって、地域課題を解決する取組が求められている。

【ケーブルT V加入状況・光化整備の状況等】

ケーブルテレビ加入率	72%
ケーブルテレビ網光化整備率	76%

(令和3年3月31日現在) ※加入率は、ケーブルテレビ運営事業者が取りまとめた数値を掲載

その対策

① 情報通信基盤の整備

- 情報通信基盤の光化整備は、国の制度事業を活用する等、計画的な整備に努める。
- テレワークやワーケーション等、新しい働き方に対応した情報通信基盤整備（ローカル 5G※等）を進める。
- 誰にでもわかる優れた行政情報伝達であるケーブルテレビの光化と加入促進に努める。

② デジタル化の推進

- 行政手続について、マイナンバーカードによる本人確認を基本とし、国の「マイナポータル」や「岡山県・市町村電子申請サービス」等を活用し、オンライン化を推進する。
- A I、ロボティクス等の未来革新技術を取り入れ、効率的な業務フローの再構築（B P R）を行いながら、行政のデジタルトランスフォーメーション（D X）※を推進する。

③ スマートシティの実現

- デジタル化の進展を基に、産業・生活・環境・健康・教育など様々な分野の官民データの横断的集約・連携を進めるとともに、様々な分野において未来革新技術を積極的に活用し、地域課題の解決、地域の魅力向上を図る。
- 国・県・周辺市町村及び大学等と連携し、スマートシティ※の実現に必要なデジタル人材の確保やデータ活用公開基盤等の環境整備に努める。

※ ローカル 5G：携帯電話事業者による全国向け 5G サービスとは別に、ローカル 5G とは 5G の「超高速」「超低遅延」「多数同時接続」等の特徴を活かし、自治体や地域の企業が主体となって自らの建物や敷地内等でスポット的にネットワークを構築し、地域課題解決を実現する無線通信システムのこと。

※ デジタルトランスフォーメーション（D X）：情報通信技術やデジタル技術によって人々の生活がより良く向上するといった変革のこと。直訳は「デジタル変革」で、既存の価値観や枠組みを根底から覆す革新的なイノベーション（技術革新）

※ スマートシティ：都市の抱える諸課題に対して、I C T 等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市又は地区

2. 計 画

事業計画（令和 3 年度～7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化				
	(1) 電気通信施設等 情報化のための施設 ブロードバンド施設	ケーブルテレビ網光化整備事業	高梁市	

第 5 章 交通施設の整備、交通手段の確保

1. 現況と問題点、その対策

(1) 交通施設の整備・管理

現況と問題点

- 本市には、高速道路、国道、県道及び市道等があり、市民生活、経済、地域間交流を支え、安全で快適な暮らしの実現や地域再生を図る上で重要な役割を果たしている。いずれも市民の日常生活に密着したものであるため、機能強化と安全性・利便性の向上に向け、計画的な道路整備を進めていく必要がある。
- 高速道路については4車線化の早期完成に向けて、国・県道の改良については未整備箇所の早期改良に向けて沿線自治体とともに国、県等の関係機関への働きかけを行っていくことが重要である。
- 市道は、緊急性や危険性を最優先に考慮し、計画的な改良を進めていく必要がある。
- 山間地域は過疎化、高齢化により、地元主体による道路管理が難しくなっており、生活道の安全な道路機能維持が困難になっている。行政と市民による市道管理における新たな取組が求められている。
- 貴重な財産である伝統的な町並み等を有する歴史的風致地区においては、その風致を保持していくことが重要な課題となっている。そのためには、道路整備においても地域に相応した形状とする必要がある。
- 市街地においては、社会経済状況の変化を踏まえ、都市機能の配置や交通環境整備等を総合的に検証し、都市機能の効果的な再編整備に取り組む必要がある。

【市道の整備状況】

区 分	実 延 長 (m)	改良済延長 (m)	改 良 率 (%)
1 級 市 道	120,163	80,054	66.6
2 級 市 道	177,339	84,969	47.9
その他市道	1,215,087	263,401	21.6
計	1,512,589	428,424	28.3

(令和2年3月31日現在)

(資料：道路台帳)

【都市計画道路の整備状況】

路 線 名	延 長 (m)	幅 員 (m)	改良済延長(m)	改良率 (%)
落合橋川端町線	3,450	23.0	3,450	100.0
高梁駅中学校線	1,170	12.0	1,170	100.0
高梁駅柿木町線	860	12.0	860	100.0
下町薬師院線	680	12.0～22.0	280	41.2
南町近似線	2,200	12.0～23.3	1,460	66.4
轟橋南町線	1,280	12.0	1,002	78.3
高梁駅松連寺線	140	16.0	140	100.0
計7路線	9,780	—	8,362	85.5

(令和2年3月31日現在)

(資料：都市整備課調べ)

【農道の整備状況】

単位：m

区 分	総 延 長	舗装済延長	トンネル延長	橋梁延長	未舗装延長
1.8m～4.0m未満	421,686	136,160	0	83	285,526
4.0m～7.0m未満	46,885	43,285	10	387	3,600
7.0m以上	53,754	53,754	0	479	0
合 計	522,325	233,199	10	949	289,126

(令和2年3月31日現在)

(資料：農林課調べ)

その対策

- 安心・安全な通行を確保するため、関係機関と連携し、交通安全対策を行う。
- 歩行者等の危険性を回避するため、国・県道の自転車歩行者道及び歩道の整備及び通行が困難な狭小区間の拡張を要望する。
- 交流人口の増加による地域活性化や物流の安定化のため、高速道路、国・県道や公共施設等へのスムーズなアクセスが可能となる計画的な道路改良を図る。
- 広域的な避難路や緊急輸送道路等の機能強化や老朽化対策を進める。
- 橋梁等の健全な機能確保のための点検実施及び架替え・補強により適正な維持管理を進める。
- 歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、市道やその附帯の構造物について景観に配慮した整備を図る。
- 緊急車両の通行や公共交通の維持、確保ができる市道改良を実施する。
- 環境や地域特性等に配慮しながら歩道のバリアフリー化等、人にやさしい道路整備を推進する。
- 都市計画道路の整備を計画的に進めることにより、中心市街地の回遊性を高め、市街地の活性化、にぎわいの創出を図る。

(2) 公共交通手段の確保

現況と問題点

- 13路線の民間運営路線バス、市運営の19路線の生活福祉バスと4地域の乗合タクシーを運行しているが、利用者は年々減少しており、運行基準を明確化した公共交通の見直し・再編を進めていく必要がある。
- 運転免許を保有する高齢者の割合が増加することで、公共交通全体の利用者は今後も減少することが見込まれる。利用者層の減少を見据え、真に必要な公共交通を精査しながら、増大する公共交通関連財政支出を抑制する必要がある。
- 市内を南北に走るJR伯備線は山陽と山陰を結ぶ幹線路線であり、通勤、通学、観光等に大きな役割を担っている。備中高梁駅隣接の複合施設（高梁市図書館等）及び駅周辺の駐車場整備により、駅周辺の利便性は向上したが、鉄道利用者は年々減少傾向にあり、鉄道の利用促進と利便性向上を図る必要がある。

その対策

- 公共交通の満足度向上に向けて、住民のニーズを取り入れながら事業者と連携し、それぞれの地域の実情に即した交通手段を導入していく。

- 幹線となる路線バスの低利用路線の見直しと高利用路線の拡充、枝線となる生活福祉バス、乗合タクシーの運行見直し基準による路線廃止を含めた再編や、一般タクシーを公共交通として位置づける新たな施策を取り入れるなど、より利用しやすい公共交通の整備を進める。
- 鉄道を利用しやすい路線バス等のダイヤ編成や、備中高梁駅周辺の総合的な利便性の向上を推進する。

2. 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保				
	(1)市町村道			
	道路	市道上長田矢広線改良事業 (L=1,000m W=7.0m)	高梁市	
		市道矢広中央線道路改良事業 (L=500m W=7.0m)	高梁市	
		市道大池山女郎池線改良事業 (L=1,000m W=5.0m)	高梁市	
		市道枝線改良事業 (L=53m W=8.0m)	高梁市	
		市道弥高観光線改良事業 (L=100m W=4.0m)	高梁市	
		市道浅柄線改良事業 (L=680m W=5.0m)	高梁市	
		市道中原町新町線改良事業 (L=200m W=7.0m)	高梁市	
		市道市場井谷線改良事業 (L=200m W=7.0m)	高梁市	
		市道西郷笹屋線改良事業 (L=500m W=4.0m)	高梁市	
		市道菅野加根谷線改良事業 (L=1,000m W=5.0m)	高梁市	
		市道才原中央線改良事業 (L=100m W=5.0m)	高梁市	
		市道吉家線改良事業(道路舗装修繕)	高梁市	
		市道ユニチカ南線・新張枝線改良事業 (L=400m W=4.0m)	高梁市	
		法面長寿命化修繕事業	高梁市	
		市道檜林線改良事業 (L=500m W=7.0m)	高梁市	
		市道南町旭町線改良事業 (L=250m W=7.0~9.25m)	高梁市	
		市道布賀線改良事業(交差点改良工事)	高梁市	
		市道磐窟線改良事業 (道路改良 L=250m)	高梁市	
		都市計画道路整備事業 (設計・測量・用地買収等)	高梁市	
		市道川乱五本松線改良事業 (L=500m W=5.0m)	高梁市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		市道玉川日里線改良事業 (L=500m W=5.0m)	高梁市	
		市道本町櫛井線改良事業 (L=200m W=5.0m)	高梁市	
		市道陰地線改良事業 (L=500m W=5.0m)	高梁市	
		市道千住寺線改良事業 (L=300m W=5.0m)	高梁市	
		市道向町正宗町線改良事業 (L=1,700m W=5.0m)	高梁市	
	橋りょう	橋梁等長寿命化修繕事業	高梁市	
	その他	交通安全施設整備事業	高梁市	
	(2) 農道	一般農道整備事業 小規模土地改良事業（舗装）	岡山県 高梁市	
	(3) 林道	林道開設事業	高梁市	
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	交通体系再編事業 ・路線バス、生活福祉バス、乗合タクシーの 利用を促進しながら、高利用路線の拡充や 低利用路線の廃止を含めた再編を進め、代 替交通としてタクシーを活用した事業等の 実施により、交通弱者等の移動手段の確保 を図る。	高梁市	

第 6 章 生活環境の整備

1. 現況と問題点、その対策

(1) 上下水道施設の整備・管理

現況と問題点

- 本市の水道は、令和 2 年 4 月 1 日に全ての簡易水道を上水道に統合したが、統合による一般会計繰入金の大幅な削減等、経営は厳しい状況のため、早急な財源の確保及び今後の料金についても、経営状況に照らし、検討していく必要がある。
- 安全で安心な水の確保を図るため、紫外線ろ過等の浄水施設整備や将来予測に基づいた自己水源の確保と岡山県広域水道企業団からの受水についての適正な計画・実施が必要である。
- 水道施設の老朽化に伴う維持管理費の増大や、漏水による有収率の低下により財政状況は悪化しており、計画的に施設を更新していく必要がある。
- 令和 2 年度末で、公共下水道事業は、公共下水道 466ha、特定環境保全公共下水道 53ha の 519ha の整備が完了している。また、農業集落排水事業は、檜井地区において整備が完了し、特定地域生活排水処理事業は、有漢町において整備が完了している。これらの事業計画区域外では、補助金事業により合併処理浄化槽の設置を促進している。
- 昭和 62 年 10 月に公共下水道が供用を開始してから相当年数が経過し、浄化センターや中継ポンプ場等の施設における経年的な機能低下や管渠の老朽化に対応するため、計画的な改築更新や修繕を実施する必要がある。

【汚水処理施設の整備状況】

単位：人、％

区分 年	住民基本 台帳人口 (A)	下水道				農業集落排水		合併処理浄化槽等	
		処理人口 (B1)	整備率 (B1/A)	水洗化 人口 (C)	水洗化率 (C/B1)	処理人口 (B2)	整備率 (B2/A)	処理人口 (B3)	整備率 (B3/A)
平成 22 年度末	34,651	13,821	39.9	11,842	85.7	72	0.2	10,603	30.6
平成 24 年度末	33,731	13,791	40.9	11,849	85.9	69	0.2	10,744	31.9
平成 26 年度末	32,617	13,587	41.7	12,137	89.3	67	0.2	10,781	33.1
平成 28 年度末	31,556	13,394	42.4	12,517	93.5	55	0.2	10,719	34.0
平成 30 年度末	30,374	13,096	43.1	12,365	94.4	56	0.2	10,848	35.7
令和 2 年度末	29,001	12,720	43.9	12,188	95.8	53	0.2	10,640	35.5

(資料：上下水道課調べ)

その対策

- 今後の水需要の動向把握と将来予測に努め、岡山県広域水道企業団と自己水源との最適なバランスの確保に努め、安定的な事業運営をめざす。
- 安全で安心な水を確保するために、効率的な施設活用や浄水施設の整備を中心とした改良事業をア

セットマネジメント計画※により重要度、優先度を踏まえ実施する。

- 老朽施設の適正な維持管理や耐震化を含めた計画的な更新を実施し、効率的で安定した水の供給を行う。
- 汚水処理施設の計画的な改築更新のため、状況に応じた維持改修計画（ストックマネジメント計画※及び耐水化計画）を策定し、効率的な施設運営を行う。
- 下水道事業は、公営企業としての経営の安定化のため、未接続世帯への働きかけによる下水道接続率向上に取り組むとともに、経営状況に応じて使用料の改定を検討する。

（２）循環型社会の形成

現況と問題点

- 循環型社会の形成をめざし、市民や事業者は 3R（リデュース・リユース・リサイクル）活動等を通して、自然環境への負荷を低減する取組を更に推進する必要がある。
- 良好な生活環境を守るため、行政は適切な啓発を行い、家庭ごみ等の廃棄物の減量化を推進するとともに、廃棄物を適正に処分していく必要がある。
- 快適な生活環境を守るため、廃棄物の適正な処分を推進し、環境悪化原因の一つである不法投棄物を減らすとともに、持続可能な資源循環型社会の形成をめざしていく必要がある。

【ゴミの排出・処理状況】

単位：t

項目 年度	年間総排出量	家庭系ごみ	家庭系ごみ 粗大ごみ	家庭系ごみ 粗大ごみ	家庭系ごみ	家庭系ごみ 粗大ごみ
		年間総収集量	焼却処理量	埋立処理量	資源収集量	その 他
平成 22 年度	11,719	7,478	6,067	184	1,037	191
平成 24 年度	11,771	7,542	6,239	139	990	174
平成 26 年度	11,715	7,340	6,151	130	897	162
平成 28 年度	11,610	7,273	6,148	134	846	146
平成 30 年度	10,530	6,481	3,382	77	832	99
令和 2 年度	11,058	7,227	5,997	165	851	213

（資料：環境課調べ）

その対策

- 周辺環境の保全のために、ごみステーションの設置（新設及び修繕）を助成する。
- 更なるごみ分別の徹底によりごみ処理の効率化とごみ減量化を進めるとともに、家庭系ごみ有料化と事業系ごみ処理手数料の見直しについても検討する。
- 農業や事業により排出される枝葉や刈草を、資源として有効活用することでごみの減量を図ること

※ アセットマネジメント計画：持続可能な水道事業を実現するため、中長期的な視点に立ち、効率的かつ効果的に水道施設を管理運営するための計画

※ スtockマネジメント計画：下水道資産の適正な点検・調査により、老朽化の進捗状況の把握と評価を行い、良好な状態の維持と事業費の削減・平準化を行うための計画

を目的に、燃料化を図る等の技術を研究する。

- 周辺環境に悪影響を与える不法投棄や飼養が困難となった動物の遺棄、不法な野外焼却は、その防止の啓発を行うとともに、警察等関係機関との連携を強化し、迅速な対応を図る。
- 持続可能な資源循環型社会のまちづくりの重要性への理解を子どもの頃から深めていくために、市内の小学生を対象にごみの分別学習授業を開催する。
- 家庭での食品残渣を減らすための普及啓発の推進や 3010（さんまるいちまる）運動*の推進による宴会時の食べ残しの削減等、市民・事業者・行政との連携により、食品ロスの削減を進める。
- 資源回収を実施する町内会等の各種団体に対して助成を行う。
- プラスチック製買い物袋（レジ袋）の有料化に伴い、マイバックの更なる利用促進を図る。
- 再生可能な有機性資源を活用し、ごみの減量化・再資源化による資源循環型社会のまちを形成するために必要な施策を推進する。

（３）防災対策の強化

現況と問題点

- 平成 30 年 7 月豪雨災害を契機に、地域住民の連携や協力体制の重要性が認識されているが、人口減少と高齢化から地域のコミュニティ機能が低下しており、災害時に地域で支え合うための体制づくりが急務となっている。
- 災害に際し、正確な情報で防災行動につなげることが重要であり、様々な情報伝達手段の普及と習熟を図る必要がある。
- 高梁市復興計画の復旧期 3 か年において、災害からの復旧はおおむね完了しており、今後は被災前の活力を取り戻すとともに、更なる発展の基礎づくりが求められている。
- 大規模な災害が発生した場合に、1 日でも早く日常生活を取り戻すため、被害を最小限にとどめることや迅速な復旧・復興が進むための事前の準備が不可欠となっており、ハード対策とソフト対策の適切な組合せや全員参加による施策の推進が必要となっている。
- 高度化する救急業務のため、救急救命士を継続的に養成してきたが、指導救命士制度や I C T を活用した医療機関との連携など新たな運用体制を整備する必要がある。
- 大規模災害の発生や人口減少・少子高齢化社会への対応など、消防を取り巻く環境変化に柔軟に対応するため、広域応援体制の強化を図る必要がある。
- 機能別団員*の導入や消防団協力事業所表示制度を設けるなど、消防団員の確保に取り組んできたが、少子高齢化や就業形態の変化により、団員の確保が困難となっている。将来にわたり持続可能な消防団活動を行うため、消防団の機能強化と団員個々の資質向上が求められている。
- 消防庁舎等の消防活動拠点や車両・資機材の老朽化に対応し、強靱化と機能性強化を図る必要がある。
- 全国の高齢者福祉施設等において、逃げ遅れ等による人的被害が発生しており、避難行動要支援者*の避難支援体制整備や要配慮者利用施設の避難確保対策が求められている。

※ 3010 運動：飲食店等での会食や宴会時に、始めの 30 分と終わりの 10 分は自分の席で食事をするよう呼びかけ、食べ残しを減らすための運動

※ 機能別団員：それぞれの能力やメリットを活かしながら、特定の消防団活動や時間の許す範囲での活動が可能な消防団員

※ 避難行動要支援者：高齢者や障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する人のうち、災害時に自ら避難することが困難で特に支援を要する人

【現有消防力の現状（消防署）】

令和３年４月１日現在

区 分	現有力	区 分	現有力
消防署所の数	２箇所	資機材搬送車	１台
消防ポンプ自動車	３台	水 槽 車	１台
ブーム付多目的消防ポンプ自動車	１台	救急自動車	４台
化学消防ポンプ自動車	１台	広 報 車	１台
救助工作車	１台	指 揮 車	３台
小型動力ポンプ付積載車	２台		

消防職員	消 防 本 部	１５人
	分 駐 所	６人
	消 防 署	４８人
	計	６９人

（資料：消防本部調べ）

【消防団の状況】

令和３年４月１日現在

区 分 分団名	部 数 (部)	団員数 (人) 正規/ 機能別	車両・ポンプ車等保有台数			小型動力 ポンプ	指揮車等
			消 防 ポンプ 自動車	水槽車	小型動力 ポンプ 積載車		
団 本 部	—	36	—	—	—	—	２台
高梁分団	１	98/5	—	—	５台	５台	—
津川分団	２	51/7	—	—	２台	２台	—
川面分団	１	34/4	—	—	２台	２台	—
巨瀬分団	２	54/18	—	—	３台	３台	—
中井分団	３	57/3	—	—	３台	３台	—
玉川分団	１	22/6	—	—	１台	２台	—
宇治吹屋分団	２	56/21	—	—	５台	５台	—
松原分団	１	27/12	—	—	２台	２台	—
高倉分団	１	22/6	—	—	２台	２台	—
落合分団	１	55/16	—	—	４台	４台	—
有漢分団	５	110/19	２台	—	８台	８台	—
成羽自動車分団	２	43/4	２台	１台	１台	１台	—
成羽分団	６	107/20	—	—	７台	７台	—
川上自動車分団	１	30/5	２台	—	—	—	—
手荘分団	４	76/14	—	—	４台	４台	—
大賀分団	２	54/13	—	—	２台	２台	—
高山分団	１	24/15			１台	２台	
備中分団	５	103/57	—	１台	９台	９台	—
計	41	1059/245 1304人	６台	２台	61台	63台	２台

（資料：消防本部調べ）

その対策

① 地域防災力の強化

- 災害全般に対応した自主防災組織の結成を促進する。また、地区防災計画策定を推進し、「自助」「共助」「公助」による役割分担を明確にする。
- 自主防災組織やコミュニティ組織等において防災士※の資格取得を支援し、リーダーの育成を図る。
- 高梁市地域防災力向上委員会による地域の自主防災力強化支援に継続して取り組む。
- 自主防災組織間の交流と連携を進め、互いに支援し合える体制を整える。
- 基本団員の確保と機能別団員制度の充実強化に取り組むほか、施設・設備の整備を進めるなど、消防団が活動しやすい環境づくりを推進する。
- 消防団員の資質向上をめざし、各種訓練を実施する。

② 災害に対して強靱なまちづくり

- 安定した道路、河川等の整備・管理、ため池の統廃合の促進を行うとともに、耐震化、浸水対策など防災・減災機能の向上に取り組む。
- 豪雨等による浸水被害回避のため、内水排除ポンプ場の整備や、雨水排水路の改築・更新を行う。
- ハザードマップを作成し全戸配布を行い、普段からの備えの強化を図る。また、外国人にもわかりやすい多言語等による避難行動マニュアルの作成に取り組む。
- 防災情報伝達手段の多様化を進め Twitter 「#高梁市災害」の活用を推進する。
- 地域住民を含めた様々な関係者が参加しやすい防災訓練を推進する。また、定期的に学校や地域での防災学習出前講座を開催し、マイ・タイムラインの普及を図る。
- 備蓄品の拠点施設を設け、迅速な救援物資の供給を行う。
- 住家や建築物の耐震診断を促進するとともに、危険なブロック塀等の除却、大規模盛土造成地における安全性の把握調査など、宅地・建築物の安全対策に努める。
- 災害時避難行動要支援者システムにより、関係機関での情報共有を図り、地域や関係機関での支援体制の充実を図る。また、福祉避難所として利用可能な施設への協力依頼を行い、指定施設の拡充を図る。

③ 消防、救急、救助体制の強化

- 新消防庁舎の建設や救急救助資機材の高度化など、消防施設の強靱化を図るとともに、複雑多様化する災害現場対応のため、職員の育成を図る。
- 高度化する救急業務への対応のため救急救命士や指導救命士を計画的に養成するとともに、医療機関との連携を強化する。
- 応急手当の普及啓発により救命率の向上に努める。
- 防火対象物及び危険物施設への査察を強化し安全向上に努めるとともに、一般住宅の防火対策を強化する。

※ 防災士：「自助」「共助」「協働」を原則とし「公助」との連携充実に努め、社会の様々な場での減災と社会の防災力向上のための活動に十分な意識・知識・技能を有する者として認められた人（日本防災士機構が認定）

(4) 住環境の整備

現況と問題点

- 本市固有の歴史的町並みや自然等を保全し、また、これらと調和した新たな景観を創っていくため、高梁市景観計画及び高梁市景観条例に基づく建築物・工作物の基準適合審査や岡山県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の適正な規制・誘導を図ることが重要になっている。
- 高齢者・障害者・子育て世帯など住宅困窮者が多様化している中、市営住宅がセーフティネットとして適切に機能することが求められている。
- 現状の入居率から推測すると市営住宅の管理戸数が過剰であり、耐用年数が過ぎ老朽化している住宅も多くあることから、維持管理コストが増大している。
- 若者子育て世帯等のニーズに対応した住宅や分譲宅地の供給、高齢者等が安心・安全で快適に暮らせる住宅ストックの形成が求められている。
- 過疎・高齢化等による空き家等の増加に伴い、適正に管理されていない老朽危険建物が増加しており、防災、防犯、衛生、景観等の面から対応が求められている。

【市営住宅の状況】

	公営住宅	単独住宅	特定公共 賃貸住宅	地域優良 賃貸住宅	地域住宅	計
団地数	50	6	1	6	6	69
戸数	695 戸	274 戸	7 戸	13 戸	28 戸	1,017 戸

(令和3年4月1日現在)

(資料：都市整備課調べ)

【空き家対策の状況】

単位：戸

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
空き家除件数 (補助制度利用分)	10	11	11	10	10	7	7
空き家バンク物件 登録件数(新規)	21	46	52	55	62	70	34

(資料：環境課・住もうよ高梁推進課調べ)

その対策

- 高梁市景観計画、高梁市景観条例その他関係法令に基づき、自然・歴史・文化と調和した、快適で魅力ある景観の保全、形成を図る。
- 高梁市公営住宅等長寿命化計画に基づく市営住宅の計画的な更新や改善、用途廃止を実施することにより、適切な住宅戸数の供給と居住水準の確保、ストックの有効活用を図り、誰もが安心して暮らせる住宅セーフティネットを構築する。また、効率的な管理方法の検討を行い、維持管理コストの削減に努める。
- 若者子育て世帯向けの地域優良賃貸住宅や分譲宅地を整備することにより、子育てしやすい住環境の提供に努める。
- 高梁市空き家等対策計画に基づき、空き家等の適正管理の推進及び市民が安心して暮らせる生活環境の確保に努めるとともに、老朽危険建物の増加による、防災、防犯、衛生、景観等の課題に対応するため、解体撤去に対する助成を行い、市民の住環境の改善を図る。
- 優良な空き家の流動化を図るため、高梁市空き家情報バンク制度により利活用を促進する。

(5) 生活安全対策の充実

現況と問題点

- 過疎化、高齢化、生活様式の多様化等から、地域という共同体意識の希薄化とともに、地域の犯罪抑止機能も低下してきている。地域コミュニティ活動を支援しながら、ふれあいの中で地域住民同士の共助の意識を強く育てていく必要がある。
- 地域によっては自主防犯組織を結成し、見守り活動を実施する等、地域の安心・安全は自ら守るという活動が行われている。この活動を市全体に広げ、団体への支援や助成を行うとともに、協力・連携体制の強化を図る必要がある。
- 全国的に特殊詐欺被害が増加しており、防犯機能を備えた電話機器等の普及促進等の新たな被害防止策が求められている。
- 全国で発生する犯罪を受け、少人数での登下校を余儀なくされる児童の見守り活動や防犯カメラを活用した地域の防犯対策等、社会情勢の変化に対応した取組が求められている。
- 若者が消費者トラブル、悪質商法等の被害者となるケースが増加しており、幅広い層を対象に消費生活知識の向上を図っていく必要がある。

その対策

- 自主防犯活動や青色防犯パトロール等、地域で自主的な防犯活動に取り組んでいる団体等を支援する。
- 町内会等が行う防犯カメラの設置を促進し、犯罪の発生しにくいまちづくりを推進する。
- 特殊詐欺や悪質商法の対策として、特殊詐欺被害対策機能付き電話機器等の普及を促進する。
- 警察や自主防犯組織等との連携を強化し、一体となって安心・安全なまちづくりを推進する。
- 消費生活相談体制の強化、家庭への訪問啓発、講演会の開催等に努め、消費者トラブルの防止に努める。

2. 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備				
	(1) 水道施設 上水道	水道施設整備事業	高梁市	
	(2) 下水処理施設 公共下水道 その他	公共下水道施設整備事業 雨水ポンプ場整備事業（高梁・落合） 合併処理浄化槽整備事業 内水排除施設整備事業	高梁市 高梁市 高梁市 高梁市	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設 し尿処理施設	廃棄物処理施設改修事業 廃棄物処理施設改修事業	一部事務組合 一部事務組合	
	(4) 火葬場	斎場施設改修事業	高梁市	
	(5) 消防施設	消防器庫建設（建替え） 小型動力ポンプ積載車（更新） 小型動力ポンプ（更新） 救急車（更新） 積載車・広報車（更新） 指揮車・消防車（更新） 防火水槽整備 防災拠点設備整備事業 通信指令施設（更新） 新消防庁舎建設事業 消防無線設備整備事業	高梁市 高梁市 高梁市 高梁市 高梁市 高梁市 高梁市 高梁市 高梁市 高梁市 高梁市	
	(6) 公営住宅	市営住宅ストック総合改善事業 地域優良賃貸住宅整備事業	高梁市 高梁市	

第 7 章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1. 現況と問題点、その対策

(1) 子育て支援の充実

現況と問題点

- 子どもや子育て環境を取り巻く環境は、少子化、核家族化に加え、女性の就労の増加、家族形態の多様化、在留外国人の増加等、様々な要因により大きく変化している。
- 地域において人間関係が希薄化しており、子どもと人との関わりの減少や家庭が地域からの支援や知恵が得られにくいなど、地域と家庭の養育力が低下している。
- 全ての子どもが健やかに夢をもって育ち、保護者と子どもが安心して住み続けるためには、妊娠から子育てまでの一体的な支援や多様化した教育保育ニーズに対応した子育て支援が求められている。
- 保護者の子育てに対する負担感や不安感を解消、軽減するためには、地域全体で子育てに取り組むことや、きめ細やかな相談体制・情報発信の充実を図っていく必要がある。

【保育所の状況】

保 育 所 名	定員 (人)	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	年度別入園者数 (人)					
				H22	H24	H26	H28	H30	R2
高梁市立高梁保育園	120	2,253	1,055.9	132	134	138	127	135	126
私立高梁中央保育園	80	790.33	425.20	72	92	95	92	82	89
私立落合保育園	90	2,074	518.7	99	101	101	100	106	92
高梁市立有漢保育園 (H27～こども園へ移行)	30	2,918	474.2	33	33	38	—	—	—
高梁市立鶴鳴保育園 (H31～こども園へ移行)	90	1,657	732	79	77	92	101	91	—
高梁市立成美保育園 (H31～こども園へ移行)	45	2,349	558	30	29	21	19	37	—
高梁市立川上保育園 (H27～こども園へ移行)	45	1,134	469	21	22	27	—	—	—
高梁市立備中保育園	30	2,486.1	274.1	24	28	28	23	17	14
高梁市立備中保育園西山分園 (H28～休園)	5	202.08	88.08	13	5	2	—	—	—
高梁市立有漢こども園 (H27～新設)	100	4,739.1	817.2	—	—	—	76	72	65
高梁市立川上こども園 (H27～新設)	120	2,608	1,131.00	—	—	—	43	47	51
高梁市立成羽こども園 (H31～新設)	120	2,494.86	1,522.02	—	—	—	—	—	103

(各年度 4 月 1 日現在)

(資料：こども未来課調べ)

【学童保育の状況】

名 称	定 員 (H26以前)	利 用 人 員 (人)					
		H22	H24	H26	H28	H30	R 2
高梁学童保育	80(40)	37	38	37	83	75	69
高梁東学童保育	—(40)	13	20	25	—	—	—
津川学童保育	20	17	20	24	16	15	11
川面学童保育	20	14	17	22	23	24	28
巨瀬学童保育	20	10	10	17	13	13	13
中井学童保育	20	13	12	9	6	5	5
玉川学童保育	10	3	5	8	5	7	9
宇治学童保育	20	5	6	3	1	1	2
松原学童保育	20	15	8	16	19	16	8
落合学童保育	70(40)	39	48	46	52	46	38
福地学童保育	20(—)	—	—	—	6	6	6
有漢学童保育	30	18	24	19	20	20	21
成羽学童保育	60	35	40	37	47	35	49
川上学童保育	40	25	23	22	22	34	31
富家学童保育	30	16	19	14	6	4	4
まーぶる	8(—)	—	—	—	—	—	5

(各年度実績)

(資料：こども未来課調べ)

その対策

① 切れ目のない子育て支援の充実

- 地域や企業等、社会全体で子どもの育ちを支える意識づくりや地域の子育て活動への支援を推進する。また、子どもが安心して地域で過ごすことができる居場所の確保に取り組む。
- 子どもを産み育てる幸せを感じることができるよう子育て世代包括支援センター（たかはし版ネウボラ）機能を発揮し、妊娠期から子育て期の保護者を支援する。
- 市内各地域の子育て世代が楽しみながら利用でき、相談しやすい場となるよう、ＩＣＴ化の推進により子育て支援センターの機能の充実を図る。
- 育児休業や子どものための休暇を取得しやすい企業風土の醸成を促進するとともに、男女ともに子育てと社会参画を両立できる環境づくりを進める。

② 教育保育サービスの環境整備

- 保護者が安心して働けるよう、ニーズに応じた保育の提供や学童保育の充実、ＩＣＴの活用に取り組む。
- 全ての子どもが心豊かに成長できるよう教育保育の質の向上を図るとともに、夢が広がる認定こども園の整備を推進する。
- 質の高い教育保育を提供するため、保育に携わる職員の人材確保及び育成に取り組む。

③ 子育てに悩みを抱える家庭への支援

- 子ども家庭総合支援拠点※により関係機関と密接に連携し、児童虐待の防止・早期発見等、子どもを守るための対応を行う。
- ひとり親家庭が安心して相談できる体制を整え、経済的な自立ができるようバックアップを行う。
- 中山間地域の特性を活かし、地域住民と一緒に見守りながら子育てができる体制づくりに取り組む。

(2) 高齢者福祉の充実

現況と問題点

- 雇用制度や年金制度が大きく変化している社会情勢の中で、高齢者が社会の重要な一員として、長年培った知識や経験を活かし、生きがいをもって仕事ができる環境づくりを支援していく必要がある。
- 独居世帯や高齢者世帯の増加により、病院や買い物等への外出支援、寝たきりや認知症など介護を必要とする高齢者と介護者への支援が求められている。
- 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らしていけるよう、地域コミュニティを維持し、生きがいとなる活動の支援や地域での支え合い、助け合いの心を醸成していくことが重要である。

【高齢化の状況(その1)】

区 分	高齢者数			増減率 (R7/H28)	高齢化率		
	平成 28 年	令和 2 年	令和 7 年 (推計)		平成 28 年	令和 2 年	令和 7 年
高梁市	12,288 人	12,005 人	11,536 人	△6.12%	38.32%	40.73%	42.90%

(資料：高梁市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画)

【高齢化の状況(その2)】

区 分	前期高齢者数		増減率	後期高齢者数		増減率
	平成 28 年	令和 2 年		平成 28 年	令和 2 年	
高梁市	4,852 人	5,003 人	3.11%	7,436 人	7,002 人	△5.84%

(資料：高梁市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画)

その対策

① 高齢者の生きがいづくりと活躍機会の支援

- 高齢者の豊富な知識や経験、技術を活かすため、高齢者の社会参加を促し就労機会の拡大を図る。
- 地域の若者や子どもとの世代間交流、地域文化の伝承活動、レクリエーション、軽スポーツ、ボランティア活動等への積極的な参加と活発な活動を推進する。
- 地域に応じた教育活動や体験活動を通じて、高齢者が小中学校の教育に関わりながら、子どもたちとの交流機会を提供する。
- 各地域で、高齢者に対する講座の開設や高齢者の趣味等のグループ活動への参加を促進するとともに、活動を通じた仲間づくりを推進する。

※ 子ども家庭総合支援拠点：子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う部門。各市町村に設置の努力義務がある。

② 高齢者福祉サービスの推進

- 高齢者の日常生活を支える生活支援サービスや外出支援サービスの充実を図る。
- 高齢者の社会参加を促進するため外出支援を行う。
- 高齢者が安心して暮らせる施設の充実や、高齢者見守り支援施設のあり方について検討を行う。

(3) 地域包括ケアシステムの推進

現況と問題点

- 高齢化率の上昇と「支え手」となる生産年齢人口等の減少により、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加し、介護サービスへのニーズ、依存は更に高まる傾向にある。
- 介護ニーズが高まるものの、介護人材不足に伴いサービス量の確保は今後増々難しくなることが懸念され、地域全体の高齢者を支える人的基盤の確保が求められている。
- 加齢に伴う虚弱な状態であるフレイル[※]や認知機能の低下等疾患を抱える割合が増加し、医療と介護の両サービスへのニーズの増加が見込まれ、医療と介護の一体的支援による健康寿命の延伸への取組が求められている。

【要支援・要介護認定者数の状況】

区 分			要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
平成 22 年	第 1 号	前期(65～74 歳)	30 人	25 人	38 人	44 人	30 人	18 人	22 人	207 人
		後期(75 歳以上)	327 人	318 人	427 人	433 人	309 人	319 人	311 人	2,444 人
	第 2 号		6 人	8 人	8 人	2 人	9 人	6 人	5 人	44 人
	合 計		363 人	351 人	473 人	479 人	348 人	343 人	338 人	2,695 人
	構成比		13.5%	13.0%	17.6%	17.8%	12.9%	12.7%	12.5%	100.0%
平成 27 年	第 1 号	前期(65～74 歳)	36 人	19 人	38 人	35 人	32 人	29 人	16 人	205 人
		後期(75 歳以上)	398 人	302 人	528 人	497 人	372 人	385 人	258 人	2,740 人
	第 2 号		2 人	7 人	5 人	11 人	4 人	3 人	6 人	38 人
	合 計		436 人	328 人	571 人	543 人	408 人	417 人	280 人	2,983 人
	構成比		14.6%	11.0%	19.1%	18.2%	13.7%	14.0%	9.4%	100.0%
令和 2 年	第 1 号	前期(65～74 歳)	23 人	24 人	46 人	47 人	43 人	18 人	18 人	219 人
		後期(75 歳以上)	251 人	320 人	382 人	496 人	494 人	372 人	277 人	2,592 人
	第 2 号		- 人	5 人	8 人	5 人	5 人	3 人	1 人	27 人
	合 計		274 人	349 人	436 人	548 人	542 人	393 人	296 人	2,838 人
	構成比		9.7%	12.3%	15.4%	19.3%	19.1%	13.8%	10.4%	100.0%

(注) 各年の数値は 9 月末日現在

(資料：介護医療連携課調べ)

※ フレイル：加齢により心身が老い衰えた状態、健常から要介護へ移行する中間の段階

【第1号被保険者の認定率】

単位：％

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
H22 年	2.88	2.76	3.75	3.84	2.73	2.71	2.68	21.35
H27 年	3.52	2.60	4.59	4.32	3.28	3.36	2.22	23.89
R2 年	2.27	2.85	3.55	4.50	4.45	3.23	2.44	23.29

(注) 各年の数値は9月末日現在

(資料：介護医療連携課調べ)

【介護保険サービス利用者数の状況】

単位：人

区分	平成22年	平成27年	令和2年
予 防	421(5)	464(7)	320(4)
介 護	1,612(24)	1,885(24)	2,099(17)
合 計	2,033(29)	2,349(31)	2,419(21)

(注1) 各年の数値は9月末日現在 (資料：介護医療連携課調べ)

(注2) () 内は、第2号被保険者で内数

その対策

① 介護予防・重度化防止の推進

- 高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止の推進のため、地域での交流により生活機能全体を向上させ、生きがいを持って活動的な生活を営むことができるよう支援していく。
- 高齢者の「心身機能」「活動意欲」「参加意識」のそれぞれの要素に働きかけていき、重度化防止を目的に誰でも参加することのできる介護予防活動をめざして、住民主体となる通いの場等の活動を支援していく。

② 認知症施策の充実

- 今後、認知症の人が増加することを見込み、国が示す認知症施策推進大綱に沿って、より認知症施策の充実を図り、認知症の人ができる限り住み慣れた地域の中で、自分らしく暮らし続けることができる共生社会をめざす。
- 認知症サポーターの養成や認知症カフェの設置等により、認知症に対する正しい知識と理解を求め、普及啓発や本人発信支援に取り組む。
- 専門職チームによる認知症の早期発見や早期対応に取り組む。

③ 生活支援体制の充実

- 今後見込まれる介護サービス需要の増加を踏まえ、介護給付の適正化や専門職とボランティア等との役割分担を行うことで、効率的な業務体制を整え、サービスの安定的運営を図る。
- 高齢者の社会参加、ボランティア養成を推進し、地域ぐるみで生活支援体制の充実を図る。

④ 介護分野で働く専門職の養成・確保

- 人材不足が深刻な介護分野の専門職確保に向け、関係団体と連携した人材確保支援に取り組む。
- 業務の効率化、職員研修により、質の向上を図り、やりがいを持って働き続けることができる環境づくりの支援を行う。
- 介護ロボット、AI、ICT等の活用による、介護従事者の負担軽減を支援する。

(4) 障害者（児）福祉の充実

現況と問題点

- 障害者を一体的にサポートする場が不足しているため、創作的活動及び生産活動の機会の提供と併せて、専門職スタッフによる医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化や障害に対する理解促進を図る普及啓発等を行う場の設置が求められている。
- 増加傾向にある精神保健福祉手帳所持者及び療育手帳所持者等の福祉向上のために、地域で安心して生活するための居住の場の確保や社会的・経済的な自立のための就労に向けた支援が求められている。
- 早期療育を必要とする子どもとその保護者のために、障害児が将来自立して社会生活を送れるよう、障害の早期発見、早期療育の迅速な対応とともに、成長のあらゆる段階において一人ひとりの特性等に応じた多様な教育及び継続的な支援が求められている。

その対策

① 障害者（児）の生活支援

- 地域で障害者とその家族が安心して生活するための緊急的な対応が図られるよう、地域活動支援センターⅠ型※と併せて地域生活支援拠点※を設置する。
- 障害者が社会のあらゆる分野の活動と社会の発展に参画していくために、社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的障壁や段差等の物理的障壁等、全ての障壁を除去するバリアフリー（無障壁、障壁除去、障壁解消、共生）のまちづくりに努める。
- 農福連携等の推進により障害者の就労や生きがいがいづくりの場を生み出すとともに、担い手不足や高齢化が進む農業分野等において新たな働き手を確保するために、地域や福祉サービス事業所等と連携して必要な事業を実施する。

② 障害福祉サービスの充実

- 障害者が地域において自立し、安心して生活できるとともに、その生活の質的向上が図られるよう、生活訓練、就労支援、意思疎通支援、外出のための移動支援等、社会参加のために必要なサービスの提供を行う。
- 障害者自身が主体性、自立性を確保し、社会活動へ積極的に参加していくことが期待されており、その能力が十分発揮できるよう各種情報の提供やニーズに応じた多様な相談体制の構築等、利用者本位の各種サービスを充実させる。
- 障害者施策は、保健・医療・福祉・教育・雇用・施設整備・生活環境等幅広い分野にわたっていることから、これら関連施策の連携を図るとともに、ライフステージ（発達段階）に応じたきめ細かな一貫したサービスを総合的に提供する。

(5) 地域福祉活動の推進

※ 地域活動支援センターⅠ型：障害者の日中の居場所として、また、生きがいがいづくりの場として利用できる通所施設。さらに、精神保健福祉士等による日常生活での困りごとを相談できる機会を提供し、地域社会との交流を促進するとともに地域の医療機関や支援機関との連携強化のための調整も行う。

※ 地域生活支援拠点：障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。

現況と問題点

- 過疎化、高齢化が進む中、安心して健やかに暮らしていくためには、地域住民、行政、社会福祉協議会、ボランティア等地域全体でより連携を深め、相互に協力する必要がある。
- 高齢者や障害のある人の単独世帯等が増加している昨今において、認知症や知的障害、その他の精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障のある人を社会全体で支え合うことが求められており、成年後見制度を始めとした権利擁護支援の需要が増大することが見込まれる。

その対策

- 地域住民や福祉関係団体等が連携して、ひとり暮らしの高齢者等も安心して暮らせるように見守り体制を整備し、地域全体で相互に支え合う福祉活動の充実をめざす。
- 認知症や知的障害、精神障害等の理由で支援を必要とする人が、成年後見制度を利用できるよう相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援を必要とする人を発見し、適切に必要な支援につなげるため連携できるネットワークづくりと、その中核となる機関の整備を行う。
- 社会福祉協議会は、本市における地域福祉推進の中心的機関であり、地域福祉活動の充実が図られるよう必要に応じて組織基盤強化のための支援を行う。

(6) 健康づくりの推進

現況と問題点

- 各年代に応じた健康づくりを地域全体で推進するとともに、生活習慣病の重症化予防に対する取組が求められている。
- 安心して妊娠・出産ができる環境整備を推進し、子どもの心と体の健やかな発達のための支援体制を充実させる必要がある。
- 人間関係や仕事の多忙さ等によるストレスを感じる人は増加しており、精神的な健康を害する大きな要因の一つとして考えられるため、ストレス対策の充実が求められている。

【特定健診、特定保健指導、大腸がん検診、敷地全面禁煙実施施設の実施状況】

特定健診受診率 (令和元年度)	特定保健指導率 (令和元年度)	大腸がん検診受診率 (平成 29 年度) (注) 50～69 歳の男女	敷地全面禁煙実施施設 (令和 2 年度) (注) 市有施設数
29.3%	28.9%	8.4%	53 施設

(資料：健康づくり課調べ)

その対策

① 生活習慣病予防の推進

- 病気の早期発見、早期治療のための普及啓発を行い、特定健診、がん検診の受診率の向上を図る。
- 生活習慣病の重症化を予防するため、関係団体や吉備国際大学等と連携し、生活習慣の改善や運動習慣の定着を図り、自主的な健康づくりを推進する。
- 健全な食習慣を育むため、家庭や地域と連携し、和食献立や地域の食材を使った献立を推奨する。
- 受動喫煙を防止するため、原則禁煙、完全分煙を推進する。
- 生活習慣病予防等の疾病予防・重症化予防等の保健事業と各地域の介護予防事業とを併せて行うこ

とで、心身の多様な課題に対応する。

② 母子の健康づくり活動の推進

- 子育て世代包括支援センターを基点として、関係機関と連携しながら、安心して出産・子育てできる仕組みを構築し、地区担当保健師が妊娠・出産・子育て期を切れ目なくサポートする。
- 関係機関と連携しながら発達に支援を要する児への専門的なサービスを提供し、一人ひとりに合った対応により、成長を支援していく。

③ 心の健康づくりの推進

- 心の健康づくりや自殺予防のために、ゲートキーパー※養成講座や健康教室を開催し、精神保健に関する正しい知識の普及啓発に努める。
- 在宅の精神障害者が生きがいを持ち、自立した生活を送ることができるよう、関係機関との連携を図り、家庭訪問等による相談や日常生活の支援を進めていく。

※ ゲートキーパー：身近な人の自殺のサインに気づき、話を受け止め、必要に応じて専門機関につなぐ人

2. 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進				
	(1) 児童福祉施設 児童館	児童館改修事業	高梁市	
	(2) 認定こども園	認定こども園施設整備事業 認定こども園改修事業	高梁市 高梁市	
	(3) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター 老人ホーム そ の 他	高齢者生活福祉センター改修事業 鶴寿荘改修事業 デイサービスセンター改修事業 高齢者見守り支援施設改修事業 グループホーム施設改修事業 川上いきいき交流館改修事業 総合福祉センター改修事業	高梁市 高梁市 高梁市 高梁市 高梁市 高梁市 高梁市	
	(4) 介護老人保健施設	老人保健施設改修事業(ひだまり苑)	高梁市	
	(5) 障害者福祉施設	障害者就労施設支援事業	社会福祉法人	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	子ども医療費支給事業 ・医療費の自己負担分について、18歳に達する年度末まで支援することにより、安心して子どもが生まれ育つことができる環境の整備を図る。	高梁市	
		要支援児対策事業 ・集団生活の中で生活のしにくさを抱える児に対し支援員の配置やスクラム会議を開催し、心身の成長発達を促すとともに、保護者や関係機関と連携しスムーズな就学を図る。	高梁市	
	高齢者・障害者福祉	健やか高齢者生きがい支援事業 ・介護予防、自立支援のための日常動作訓練や趣味活動等のサービスを提供し、市民が将来にわたり健やかで安心して生活できる環境づくりを行う。	高梁市	
		福祉移送サービス事業 ・自家用車等での移動が困難な高齢者等が安全・安心に外出することができるよう、移送サービスにより、移動のための交通手段の確保を図る。	高梁市	
	健康づくり	すこやかプラン21推進事業 ・市民の方々が生涯を通じて健康に生活できるよう、乳幼児から高齢者まで各年代に応じた健康づくりを推進し、市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる地域社会の実現を図る。	高梁市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		母子保健健康診査事業 ・母子が心身ともに健康で過ごせるよう妊娠期から乳幼児期まで系統的、総合的に健康診査を行い、安心して出産、子育てができるようサポートする。	高梁市	

第 8 章 医療の確保

1. 現況と問題点、その対策

現況と問題点

- 居住地域によって適切な医療へのアクセスが異なり、提供できる医療も限られている。地域の有限な医療資源の適正配分や業務効率化に向けた取組を進める一方で、適切な医療へつなげる対策が求められている。
- へき地医療を担う公立病院は、より質の高い医療を安心して必要な時に受けられるよう、維持充実が求められている。
- 多くの市内医療機関では、医療従事者の不足や高齢化により医療現場の疲弊は深刻なものとなっている。持続可能な地域医療の構築を図るため、医療従事者の確保が課題となっている。
- 平均寿命が延び、医療と介護の両方のニーズを有する高齢者が増加する中で、医療と介護が切れ目なく提供されることが重要となるが、それぞれの制度が異なることなどから、多職種間の相互理解や情報共有を進めていく必要がある。

その対策

① 持続可能な地域医療体制の充実

- 医療機関間の役割分担を明確にし、ネットワークの深化・拡充を図ることで、持続可能な地域医療体制を構築する。
- (一社) 高梁医師会、関係機関と連携し、地域の医療需要を見込んだ市内医療提供体制のあり方について検討する。
- 公立医療機関は、へき地医療を担い、民間医療機関と調和を図りながら健全経営と医療の質の確保に努める。
- 児童・生徒・学生に向けて地域医療の魅力のPRや、市独自の奨学金制度等医療従事者の養成支援に取り組み、医師・看護師等の人材確保に努める。
- 行政・医療機関・看護師等養成校が連携して教育・研修等を実施し、医療従事者が能力と意欲を最大限発揮できる体制を構築する。
- 在宅当番医制、病院群輪番制により、休日の救急体制の確保に努める。

② 医療と介護の連携

- 医療と介護の連携した場面で質の高いサービスが提供できるよう、専門分野を越えた職種との合同研修や、ICTの利活用を含めた情報共有ツールによって、多職種連携体制の強化を図る。
- 医療と介護サービスが市内どの地域でも適切に受けられるよう、(一社) 高梁医師会を始め市内医療機関・介護事業所等の協力の下、在宅療養支援体制の整備に努める。
- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、人生の最終段階における望む場所での看取りを行えるように、医療・介護関係者が、対象者本人（意思が示せない場合は、家族）と人生の最終段階における意思を共有し、それを実現できるように支援する。

2. 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保				
	(1) 診療施設 病院 診療所	成羽病院医療機器整備事業 診療所医療機器整備事業 診療所施設等改修事業	高梁市 高梁市 高梁市	
	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	地域医療推進事業 ・市独自で策定した高梁市医療計画の施策をPDCAサイクルに基づいて展開し、持続可能な地域医療体制の構築を図る。 病院群輪番制病院運営事業 ・高梁・新見圏域の病院群が共同連携方式で休日における重症救急患者の医療を確保するため、医師会への補助を行う。 在宅医療・介護連携推進事業 ・在宅医療と介護の一体的な提供の実現に向けて、医療と介護の関係者をつなぎ、在宅医療・介護連携の推進のために、医療・介護関係者の資質の向上・連携に必要な機会の確保を図る。	高梁市 高梁市 高梁市	

第 9 章 教育の振興

1. 現況と問題点、その対策

(1) 学校教育の充実

現況と問題点

- 「Society5.0」の時代を生き抜くための資質・能力を、一人ひとりに応じた学習環境の中で確実に身に付けさせることが求められている。
- 特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が増加傾向にあり、通常の学級、特別支援学級、通級指導教室等、多様な学びの場における特別支援教育及び支援体制の充実が求められている。
- いじめや不登校等の問題行動に対して、早期発見・早期対応による安心・安全な学校づくりが求められている。
- 困難な出来事に直面してもあきらめないうまい心や、相手の立場を理解して親切に接するやさしい心を育てることが求められている。
- 高齢者や障害者、外国人の増加等に伴い、相互理解に基づく共生社会の担い手を育む教育の充実が求められている。
- 高梁の素晴らしい環境や地域の人材を活かし、地域とともにあり、就学前から高等学校段階までの発達段階に応じた体験活動を取り入れた特色ある学校づくりが求められている。
- 新たな感染症等が発生しても、感染予防対策を徹底しながら、学びの継続を保障していくことが求められている。

【高梁市内学校一覧（私立・県立を除く）】

	学校名	児童・生徒数(人)	学校名	児童・生徒数(人)
幼稚園	高梁幼稚園	21	玉川幼稚園 (R2～休園)	-
	高梁南幼稚園	9	宇治幼稚園 (R2～休園)	-
	津川幼稚園	6	松原幼稚園 (H30～休園)	-
	川面幼稚園	14	落合幼稚園	37
	巨瀬幼稚園	5	福地幼稚園	12
	中井幼稚園	2		
	合 計		11 園	106
小学校	高梁小学校	336	落合小学校	178
	津川小学校	50	福地小学校	13
	川面小学校	55	有漢東小学校	36
	巨瀬小学校	24	有漢西小学校	61
	中井小学校	28	成羽小学校	150
	玉川小学校	20	川上小学校	72
	宇治小学校	10	富家小学校	27
	松原小学校	14		
	合 計		15 校	1,074
中学校	高梁中学校	284	有漢中学校	51
	高梁東中学校	46	成羽中学校	94
	高梁北中学校	47	川上中学校	40
	合 計		6 校	562
高校	松山高等学校	18	宇治高等学校	16
	合 計		2 校	34

(令和 3 年 5 月 1 日現在)

(資料：学校教育課調べ)

その対策

① 確かな学力の育成

- 学習指導要領の趣旨に則った授業改善を進めていくことで、子どもたちの資質・能力の向上を図る。
- 一人一台端末の環境を最大限に活用し、個別最適化された学習による基礎・基本の定着を図るとともに、課題解決的な学習に協働的に取り組むことを通して、思考力・判断力・表現力を育成する。また、教職員のＩＣＴ活用技術向上のための研修等を進める。
- 新たな感染症の発生を想定し、感染予防対策を徹底するとともに、一人一台端末や学習ソフト等のＩＣＴ環境を有効に活用して学びの継続を保障する。

② 個に応じたきめ細やかな指導体制

- 特別支援教育コーディネーターを中心に校内体制を整え、通常の学級、特別支援学級、通級指導※教室等、多様な学びの場※における特別支援教育の充実を図る。特に、特別支援学級においては、担任する教員の専門性向上を図るために、特別支援学校免許状の取得を進める。
- 特別支援教育支援員※を適正に配置し、支援を充実させる。
- 相談活動を充実させ、障害のある子どもへの適切な支援や就学に向けた助言を実施する。
- 関係機関との連携を一層深め、障害のある子どもの自立や社会参加に向け、継続した支援を充実させる。
- 通級指導教室にセンター的機能を持たせ、市内全域の特別支援教育の指導・支援を充実させる。

③ 豊かな心と健やかな体の育成

- 人権教育、道徳教育、特別活動、様々な機会を捉えて、多様な価値観を受け入れ、積極的に他者と関わり、理解しようとする共生社会の担い手を育成する。
- 就学前から高等学校段階までの発達段階に応じた心の教育の充実を図り、思いやりや命を大切にするなど、子どもたちの人間力の向上を図る。
- 高粱の歴史・伝統文化、山田方谷を始めとした郷土の偉人の業績や生き方、教え等を、道徳の時間や関連する各教科等で学ぶふるさと学習を通して、郷土高粱を愛する豊かな心を育てる。
- 国内のトップアスリート等による授業や交流体験を通して、スポーツを楽しんだり、夢をもって努力したりするなど、志を抱く教育を推進する。
- 生涯を通しての学習意欲や、社会において様々な問題に対応していく礎となる資質・能力を育む幼児教育・保育を推進する。
- いじめや問題行動等への対応や不登校解消への支援に取り組む体制をつくる。

④ 地域との連携を活かした教育

- コミュニティ・スクールや地域学校協働活動により、地域の方々の学校運営への参画や地域と共同で実施する教育活動の促進により、開かれた学校づくりを推進するとともに、学校改善を図る。

※ 通級指導：大部分の授業を小・中・高等学校の通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態

※ 多様な学びの場：個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組み

※ 特別支援教育支援員：幼稚園、小・中学校、高等学校において障害のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等、学校における日常生活動作の介助や、発達障害の児童生徒に対して学習活動上のサポートを行う者

- 地域をよく知る高齢者等の人材や地域の特色ある素材を活かした多様な教育活動や体験活動を積極的に進め、キャリア教育※の充実や特色ある学校づくりを図る。
- 高梁市の素晴らしい自然環境を活かした体験活動や環境教育を充実させ、子どもの環境保全についての意識を高める。
- 市内大学との連携を通して、大学が有する教育施設や専門性の提供を受けながら、ICT教育等の推進を図る。

(2) 教育体制・環境の整備

現況と問題点

- 少子化・人口減少の中で、学校の小規模化や複式学級の増加が進んでおり、集団生活の中で社会性を育てることや切磋琢磨する機会が得にくくなっている。
- 児童・生徒数の多い学校においては、少人数によるきめ細かな指導体制が求められており、高梁の地域特性に応じた適切な学級編制のあり方を検討する必要がある。
- 健やかな心と体が育つよう、また、ふるさとへの愛着が高まるよう、地産地消に配慮した安心・安全な学校給食の提供と食育の推進が求められている。
- ICT教育のより一層の充実が求められており、児童生徒がICTを活用して学習できる環境整備を進めていく必要がある。
- 子どもたちが安心して学び、安全に生活する場であるとともに、災害時の緊急避難場所としてその役割を期待される学校教育施設は、老朽化が進んでいることから、児童・生徒数の減少に合わせた施設規模の縮小や教育環境の質的改善を考慮しながら改修・建替え等を行いつつ、これに要するコストの縮減と平準化を図ることが重要となっている。
- 再編統合等により閉校となった学校跡地の有効活用が求められている。

その対策

① 適切な学校配置と一貫した教育体制づくり

- 今後の幼児・児童・生徒数の推移を踏まえ、子どもの能力を最大限に伸ばすことができる学級・学校規模を考慮し、統廃合も含めて適切な学校配置を推進する。
- 就学前・小・中・高等学校・大学間での合同授業や出前授業、交流活動等を積極的に進め、相互の連携を図るとともに、系統的で一貫した教育を推進する。
- 小規模特認校※、義務教育学校※等、小規模校の環境を活かした学校環境整備のあり方を研究し、子どもたちの学びの充実を図る。

② 安心・安全な給食の提供と食育の推進

- 農業施策・福祉施策と連携した地産地消の取組を進め、地域の食材を活かした献立の充実を図る。
- 学校給食等、食に関する指導を通して、地域の食材に関心を持ったり、人や地球環境・社会・地域

※ キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく課程を促す教育

※ 小規模特認校：小規模校の特性を活かした教育活動を推進する小中学校に更に特色を持たせ、そのような学校で教育を受けさせたという保護者の期待に応えるため、一定の条件の下に通学区域外からの入学を認め、児童生徒を受け入れるもの。

※ 義務教育学校：平成27年に学校教育法等が改正され、心身の発達に応じた小中一貫教育を行うことを目的として、小学校から中学校までの9年間の義務教育を一貫して行う「義務教育学校」の制度が創設されたもの。

に優しい消費のあり方について考えたりする取組を充実させる。

- 学校給食施設の今後のあり方について、統合・民間委託等を検討する。

③ 学校施設・設備の充実

- 時代に対応したＩＣＴ機器・設備の充実を図る。
- 高梁市学校施設長寿命化計画に基づき、各学校施設・設備の整備を行う。
- 施設・設備の維持管理に努め、バリアフリー化や空調設備の整備、トイレ洋式化・乾式化、照明のＬＥＤ化等教育環境の質的改善を図る。
- 地域住民の身近な公共施設である学校跡地・施設の活用については、地域住民の意向を踏まえ検討する。

(3) 学園文化都市づくりの推進

現況と問題点

- 吉備国際大学・順正高等看護福祉専門学校（以下「大学等」という。）は、地域における高等教育を担う「知と人材の拠点」として、地域経済・地域社会の中核となる人材育成、地域経済・社会を支える基盤研究の推進を通じて、地域社会の発展に貢献してきた。大学等の存在が地域の魅力向上の大きな強みとなっている。
- 今後 18 歳人口の大幅な減少が見込まれる中で、学生数の減少は、まちの活気・にぎわいなど、様々な分野に影響を及ぼすこととなる。
- 地域課題の解決、持続的な発展のための地域戦略の方策として、産学官民等の連携強化が重要であり、恒常的に対話し、連携を行うための体制づくりが求められている。

その対策

- 魅力ある大学づくりを支援し、大学のあるまちとしての文化や地域の魅力等の情報発信を充実する。
- 18 歳人口の減少が進んでいる中で、まちの活気、にぎわいの中心となる大学等の入学者の確保を支援する。また、学生が将来の展望をもって本市に定着できる環境づくりに努める。
- 教育、地域産業、福祉、医療、文化、まちづくり等の様々な分野において、市内の高校、大学等及び包括連携協定を締結している明治大学理工学部を始めとする各大学との連携により、人材育成や地域社会の発展に向けた取組を進めていく。

(4) 生涯学習の推進

現況と問題点

- 生涯学習活動の参加者の固定化、高齢化に伴い、活動が縮小される中、社会教育団体への支援や生涯学習活動の担い手となる若者の育成等、生涯学習活動を支援する環境づくりが求められている。
- 国際化、情報化、少子高齢化を始めとした変化の激しい社会情勢において、多様化する市民ニーズに対応するため、社会教育施設を拠点に様々な年代が学び合う学習機会の充実が求められている。
- 個人の生きがいづくりや学習活動にとどまることなく、家庭、地域、学校、公民館等が学びを通じて連携し、相互に支え合う地域社会を構築する必要がある。

- 多くの社会教育施設で老朽化が進む中、市民の利便性の向上や施設の長寿命化を図るため、計画的に整備・改修していく必要がある。

その対策

① 生涯学習活動の推進

- 地域の特性や課題、個人のニーズに応じた学習機会を提供し、市民の地域社会への参加・参画を推進する。
- 様々な体験を通して、子どもたちの目標や将来の夢を広げる学習機会を提供する。
- 市内の小中高生が地域課題の解決やまちづくりに積極的に参画できる活躍の場を創出し、郷土への愛着心を醸成する。

② 社会教育施設等の充実

- あらゆる世代の多様化・高度化する学習ニーズに対応するため、施設機能を充実させ、幅広い生涯学習活動を支援する環境づくりを進める。
- 生涯学習の拠点となる高梁市図書館を中心に、地域、学校園、大学その他多様な機関等と連携・協働し、誰もが楽しみ、触れ合える学習機会を提供する。
- 高梁市図書館が、人と人、人とモノ・コトをつなげる交流の場として賑わいを創出することで、まちづくりや地元産業の振興につなげる。
- 老朽化した施設の改修や設備の更新を計画的に行い、安全で快適な施設環境を整える。
- 経費の削減や、きめ細かな質の高いサービスの向上が期待できる指定管理者制度の下、民間事業者と緊密に連携を図りながら、その活力やノウハウを活用し、円滑な施設運営を図る。
- 生涯学習やまちづくり活動の拠点となる地域市民センター、コミュニティ施設等の効果的な利用を促進するとともに、町内会の活動拠点としての地域集会所の整備を支援する。

(5) スポーツの振興

現況と問題点

- 生涯スポーツの分野では、スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ※、スポーツ少年団等の活動によって、様々なスポーツが各世代に広がっている。しかし、多忙等を理由に、大人のスポーツ実施率は低く、身近で、手軽に参加、実施できるスポーツ機会の創出が求められている。
- 子どもたちのスポーツ活動においては、少子化により小・中学生の体育・運動部活動及びスポーツ少年団における活動機会が減少傾向で、体力の低下も危惧されている。そのため、運動機会の増加に向けた活動の工夫や環境づくりが求められている。
- 広域的なスポーツ推進では、全国規模のスポーツ交流事業、スポーツ協会の行事等により、スポーツ交流人口の増加や地域の活性化が図られている。今後においてその効果を限られた地域だけでなく市全体に波及させていくためにも、活動の基盤・拠点となる市内スポーツ施設においては、利用者が気持ちよく、安全に使えるよう、適切な維持管理と計画的な更新が求められている。

※ 総合型地域スポーツクラブ：幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブ

その対策

① ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

- 各種スポーツ団体の組織力の強化や継続的な活動の支援、また、e スポーツ※等新たなスポーツ分野の展開を図り、スポーツへの様々な形での関わり方を広めることで、市民誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現する。
- 地域に根差したスポーツやトップチーム等を支援、応援することで、多くの市民が身近にスポーツを感じることができる環境づくりを進める。

② スポーツを通じた青少年の育成

- アスリートを育成する指導体制の確立を図るとともに、県・国・世界の大会で活躍するなど、市民に夢や感動を与えるレベルの高い競技者を育成・支援する。
- 学校体育、スポーツ活動を通じて子どもの体力向上を図るとともに、各種スポーツ大会や講習会の開催によるスポーツ少年団等の支援・育成を進めることで、スポーツの持つ価値や意義を理解し、市民スポーツと学校体育・スポーツとの連携を推進する。
- 全国で活躍する運動部を有する市内大学と連携を図り、子どもたちを対象にサッカー講習会やスポーツ教室を実施することで、レベルの高い競技スポーツの体験・習得を図る。

③ スポーツ施設の充実と広域的なスポーツの推進

- 誰もが、安心・安全に、交流拠点として、スポーツを気軽にできる施設の整備充実を図る。
- 国、県レベルの競技大会の誘致やイベントの開催により、広域的なスポーツ交流の促進を図る。また、交流事業を開催することによって市民の盛り上がりや一体感の醸成を図るとともに、スポーツツーリズムも取り入れながら市全体の活性化につなげていく。
- 市内スポーツ施設を活用した大学等の合宿誘致、コース増設を行った公認施設等を拠点としたグラウンドゴルフの交流大会等を進めることで、交流人口の増加とともに市内スポーツ施設の魅力を市外にも広めていく。

※ e スポーツ：エレクトロニックスポーツ（Electronic Sports）の略。コンピューターゲームやビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技としてとらえる際の名称

事業計画（令和3年度～7年度）

- 67 -

第10章 集落の整備

1. 現況と問題点、その対策

現況と問題点

- 過疎化や少子高齢化が進行し、集落やコミュニティの維持への危機感が増しており、地域活力を維持・向上していくためにも自治組織の基盤強化や、まちづくりの担い手となる市民活動団体の育成、関係人口・交流人口といった地域に関わる人々の参画等、多様な人材がつながり協働し地域を盛り立てていく必要がある。
- 集落維持の観点から、地域ぐるみによる移住受入体制の整備や、町内会での支え合い、近隣町内会との共同活動の支援等に取り組んできたが、過疎と高齢化の進行により、住民の自助・共助では集落機能を維持することが困難な集落が増加している。今後も人口減少が見込まれる中で、生活を支えるサービス機能の維持や近年の自然災害の頻発・激甚化等の状況も踏まえ、こういった地域においても、将来に向けて安心・安全な暮らしを確保するための対応が求められている。

その対策

- まちづくり協議会の特色ある活動や地域の課題解決に向けた取組、また、各地域のコミュニティ組織の維持・向上につながる自主的な活動に対して支援を行う。
- 過疎と高齢化が進行する集落の集落機能を補完・支援していくため、近隣集落との連携や広域なコミュニティで支え合い助け合う体制整備を推進するとともに、集落維持の観点から、地域内の空き家や農地を活用した地域ぐるみによる移住受入の取組を支援する。
- 有漢地域・川上地域・備中地域の中心部を地域拠点と位置づけ、地域拠点において地域の日常生活に必要な機能の維持・確保を図るとともに、集落の著しい過疎化により孤立した世帯に対しては、より安心な暮らしを確保する観点から、地域拠点等への住替え支援について検討していく。

第 1 1 章 地域文化の振興等

1. 現況と問題点、その対策

現況と問題点

- 貴重な文化遺産や伝統芸能を大切な財産として保護・保存し、次代へ伝えていくとともに、その有効な活用が求められている。
- 過疎化、少子高齢化が進行する中において、地域住民や次代を担う子どもたちに、文化財の価値に触れる機会を提供し、まちづくりや地域の活性化に活かしていく必要がある。
- 歴史的建造物の所有者や管理者が高齢化し、その滅失や散逸が危ぶまれる中、歴史的町並みを保護・保存・活用するため、地域と一体となって歴史的建造物の保存修理や修景を行っていくことが重要となっている。
- 旧吹屋小学校を始めとした有形・無形の構成文化財を用いて描いたストーリーが日本遺産に認定されたことを機に、その歴史的魅力や特色を活用したシティプロモーションや地域づくりが求められている。
- 生活意識や価値観の多様化等により、文化・芸術に対する関心や期待が高まってきており、幅広い文化・芸術の振興に取り組む必要がある。

【国・県・市指定の重要文化財】

単位：件

区 分	建造物	建造物群	彫刻	絵画	工芸品	古文書	考古資料	歴史資料	史跡	名勝	天然記念物	無形民俗文化財	有形民俗文化財	計
国指定	3	1	0	1	0	0	0	0	2	2	2	1	0	12
県指定	9	0	5	2	5	0	0	1	4	1	5	2	0	34
市指定	38	0	25	8	11	9	3	5	34	1	14	1	7	156

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

(資料：社会教育課調べ)

その対策

① 文化財の保護・保存と有効活用

- 文化財の適切な保存・管理に努め、調査・研究を継続的に行うとともに、積極的な活用を図る。
- 国指定史跡備中松山城跡及び重要文化財である備中松山城・旧片山家住宅を保存、整備し、学術的な調査を進めるとともに、その活用を図る。また、臥牛山全域の史跡指定について関係機関と協議していく。
- 岡山県指定重要文化財である旧吹屋小学校校舎を保存修理するとともに、多くの人が集う学びの場として、また、日本遺産のガイダンス施設として、さらには交流拡大の場としての活用を図る。
- 地域や関係団体等多様な主体と連携し、備中松山城や日本遺産のストーリーを構成する有形・無形の文化財の魅力を国内外へ広く発信し、地域に人や仕事を呼び込むことで地域の活性化を図る。
- 文化財の保存活用について市全体の総合的な方針を定める文化財保存活用地域計画を策定し、文化財を次代へ伝えていくとともに、その有効な活用を図る。

- 備中たかはし松山踊りや備中神楽、渡り拍子等の伝統芸能を後世に伝え残していくために、保存会等への支援や顕彰事業に取り組む。
- 「臥牛山のサル生息地」等、天然記念物の適切な保護・管理に努める。

② 歴史を活かしたまちづくりの推進

- 高梁市歴史的風致維持向上計画(第2期)に基づき、歴史的建造物や伝統的活動で形成された歴史的風致を維持向上させる事業に取り組む。
- 歴史的町並み保存地区整備事業を、地域住民の理解と協力を得て引き続き推進し、城下町としての面影を残す歴史的町並みと周辺に残る文化財との一体的な活用を図る。
- 吹屋伝統的建造物群保存地区の計画的な家屋の保存整備に努める。
- 日本遺産を通じた地域活性化計画に基づき、文化財群等の歴史的魅力や特色を活用した地域の活性化を図る。

③ 地域文化・芸術活動の振興

- 地域の文化・芸術諸団体の活動を支援するとともに、市民相互の連携を深めることで地域文化の創造と交流を推進する。
- 山田方谷を始めとする郷土の偉人や歴史を学ぶことを通じて、ふるさと高梁への愛着と誇りを醸成する。
- 市民の地域文化への関心と学習意欲に応えるため、ニーズに沿った文化講座等の開催や、芸術・文化を鑑賞する機会を提供する。
- 地域文化・芸術活動の振興を図る拠点的な施設である文化振興施設（総合文化会館、文化交流館、成羽美術館等）の老朽化に伴う施設の計画的な改修を実施する。

2. 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 0 地域文化の振興等				
	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	総合文化会館施設改修事業 文化交流館施設改修事業 郷土資料館保存修理事業 成羽美術館施設設備整備事業 旧吹屋小学校保存整備事業 史跡備中松山城跡記念物保存修理事業 吉岡鉦山関連遺跡調査事業	高梁市 高梁市 高梁市 高梁市 高梁市 高梁市 高梁市	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	重要伝統的建造物群保存地区保存 修理事業 ・吹屋伝統的建造物群保存地区内の修 理・修景対象となる家屋の保存整備を 継続的・計画的に進め、保存地区にお ける貴重な歴史的資源を後世に継承 する。	高梁市	

第 1 2 章 再生可能エネルギーの利用の推進

1. 現況と問題点、その対策

現況と問題点

- カーボンニュートラル※、脱炭素社会※の実現をめざすことを念頭に置いた、地球温暖化を防止する対策を推進するため、住民参画の下、地域の自然や資源を最大限に活かした新エネルギーの導入の取組を進め、地域の活性化や安心・安全な暮らしにつなげていく必要がある。

その対策

- 脱炭素社会の実現に向けた国の方針に沿いながら、市民、事業者、行政等の多様な主体の連携により施策を展開していく。また、あらゆる場面での「COOL CHOICE」(クールチョイス=賢い選択)を市民・事業者理解してもらい、実践できるよう、普及・啓発を推進する。
- 太陽光発電やバイオマス等を中心とした再生可能エネルギーの導入について、効果・効率性を念頭に置いて検討するとともに、エネルギーの地産地消、脱炭素社会の実現に向け、未来技術の活用について市民や事業所へ積極的に情報提供する。また、公共施設にはこうした新技術を防災技術と併せて積極的に取り入れていく。

※ カーボンニュートラル：地球上の炭素（カーボン）の総量に変動をきたさない、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロになるようなエネルギー利用のあり方やシステムの社会実装をめざす概念

※ 脱炭素社会：二酸化炭素の排出が実質ゼロとなる社会

事業計画（令和３年度～７年度） 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 (持続的発展に資する理由)
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成				
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	若者定住促進住宅助成事業 ・子育て世帯等の住宅新築・購入、住宅リフォームに対する費用を助成し、次世代を担う若者の定住促進を図る。 子育て世帯賃貸住宅建設促進事業 ・不足している子育て世帯向けの賃貸共同住宅の確保を図るため、市内において子育て世帯向け賃貸共同住宅の建設を行う民間事業者等に対し助成金を交付し、次世代を担う若者の定住促進を図る。 空き家バンク活用促進助成事業 ・高梁市空き家情報バンク制度への登録を促進し、市内に所在する空き家の活用を通じて、移住及び定住の推進を図るため、空き家の家財整理及び改修に要する経費を助成する。 移住サポート業務委託事業 ・移住相談や現地案内、情報発信、移住後のフォロー等の移住促進に係る総合的な業務を市内団体に委託し、官民地域の連携・協働による移住受入サポート体制を確立し、移住の促進と地域活性化を図る。	高梁市 高梁市 高梁市 高梁市	持続可能な人口構成を実現していくため、子育て世帯等の住宅取得に対する負担軽減を図ることで、市内定住を促進するための事業 持続可能な人口構成を実現していくため、不足している世帯向け民間賃貸住宅の確保により、若い世代の定住促進に向けた条件整備を図るための事業 費用面から空き家を放置するケースが多いため、空き家の家財整理及び改修に要する経費を助成することで、空き家の流動化を促進し、移住・定住の受け皿となる住宅の確保を図るための事業 官民連携による移住受入体制の整備を進めることで移住受入サポート体制の強化を図り、都市部からの移住の促進を図るための事業
2 産業の振興				
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第１次産業	新規就農総合対策事業 ・農業体験研修、農業実務研修の実施により新規就農者の確保・育成を進め、農業の振興と集落の維持・活性化を図る。 中山間地域等直接支払交付金事業 ・農業生産条件が不利な農用地を適正に管理する農業者へ交付金を交付することにより、多面的機能を持った中山間地域の農用地を維持し、農業の振興と集落の維持・活性化を図る。	高梁市 高梁市	国の新規就農総合対策事業を積極的に活用し、農業の担い手となる新規就農者の確保・育成を進めることで、農業・農村の持続的発展をめざすための事業 国の中山間地域等直接支払制度を活用し、中山間地域の農用地を維持・保全を進めることで、農業・農村の持続的発展をめざすための事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 (持続的発展に資する理由)
	商工業・6次産業化	野猪等防護柵設置補助金事業 ・市が推奨する基準に基づき、農林作物の生産者が防護柵を設置する場合に、新規購入資材費に対して補助金を交付し、有害鳥獣による農林作物被害の減少を図る。	高梁市	野猪等による農林作物への被害を軽減し、農業・農村の持続的発展をめざすための事業
		地域商業活性化支援事業 ・新規開業や店舗リニューアル、経営革新や事業承継、移動販売等の取組に対し補助金を交付することにより、地域の商業振興及び地域経済の活性化を図る。	高梁市	地域の商業振興に資する取組を支援することで、新規開業や事業承継等を促進し、地域経済の活性化をめざすための事業
	観光	日本遺産推進事業 ・日本遺産のストーリーが体感できる先端技術（AR・VR等）の導入等、吹屋地区の新たな魅力づくりと受入体制の整備により、観光交流人口の拡大と地域経済の活性化を図る。	高梁市	令和2年に日本遺産の認定を受けた吹屋地区において、観光客の受入体制整備により観光交流人口の拡大を図り、地域経済の活性化をめざすための事業
	企業誘致	企業立地促進事業 ・工場や物流施設等を建設する企業に固定資産税相当額の助成金や事業規模に応じた奨励金を交付することで、企業立地を促進し、産業の振興及び雇用機会の拡大を図る。	高梁市	工業団地や遊休施設への企業誘致を積極的に推進することで、定住につながる雇用の場の拡充を図るための事業
4 交通施設の整備、交通手段の確保				
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	交通体系再編事業 ・路線バス、生活福祉バス、乗合タクシーの利用を促進しながら、高利用路線の拡充や低利用路線の廃止を含めた再編を進め、代替交通としてタクシーを活用した事業等の実施により、交通弱者等の移動手段の確保を図る。	高梁市	地域の実情に即した利用しやすい公共交通体系への再編を進め、将来にわたり持続可能な公共交通の確保を図るための事業
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進				
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	子ども医療費支給事業 ・医療費の自己負担分について、18歳に達する年度末まで支援することにより、安心して子どもが生まれ育つことができる環境の整備を図る。	高梁市	子育ての経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境を整備することで、出生数や定住者の維持・確保に資する事業
		要支援児対策事業 ・集団生活の中で生活のしにくさを抱える児に対し支援員の配置やスクラム会議を開催し、心身の成長発達を促すとともに、保護者や関係機関と連携しスムーズな就学を図る。	高梁市	支援が必要な児童のスムーズな就学を図るための支援体制を充実し、安心して子育てができる環境を整備することで、出生数や定住者の維持・確保に資する事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 (持続的発展に資する理由)
	高齢者・障害者福祉	健やか高齢者生きがい支援事業 ・介護予防、自立支援のための日常動作訓練や趣味活動等のサービスを提供し、市民が将来にわたり健やかで安心して生活できる環境づくりを行う。	高梁市	高齢者の介護予防や生きがいづくりの支援により、可能な限り住み慣れた地域で健やかで安心して生活できる環境を整備するための事業
		福祉移送サービス事業 ・自家用車等での移動が困難な高齢者等が安全・安心に外出することができるよう、移送サービスにより、移動のための交通手段の確保を図る。	高梁市	高齢者等で自家用車やバス・タクシー等での移動が困難な方の外出や社会参加を支援するための移送サービスの実施により、高齢者等が生涯にわたり住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備するための事業
	健康づくり	すこやかプラン21推進事業 ・市民の方々が生涯を通じて健康に生活できるよう、乳幼児から高齢者まで各年代に応じた健康づくりを推進し、市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる地域社会の実現を図る。	高梁市	乳幼児から高齢者まで市民の生涯にわたる健康づくりを推進することで、市民が健康で幸せに暮らし続けられる地域社会の実現をめざすための事業
		母子保健健康診査事業 ・母子が心身ともに健康で過ごせるよう、妊娠期から乳幼児期まで系統的、総合的に健康診査を行い、安心して出産、子育てができるようサポートする。	高梁市	妊婦期から乳幼児期までの健康診査を充実させ、安心して出産、子育てができる環境を整備することで、出生数の維持・確保に資する事業
7 医療の確保				
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	地域医療推進事業 ・市独自で策定した高梁市医療計画の施策をPDCAサイクルに基づいて展開し、持続可能な地域医療体制の構築を図る。	高梁市	過疎・高齢化が進行する中でも持続可能な地域医療体制を構築していくために、関係機関が連携して高梁市医療計画の施策を進めていくための事業
		病院群輪番制病院運営事業 ・高梁・新見圏域の病院群が共同連携方式で休日における重症救急患者の医療を確保するため、医師会への補助を行う。	高梁市	広域での病院間連携により、休日の重症救急患者の医療を確保し、過疎地域にあっても安心して救急医療が受けられる環境を整備するための事業
		在宅医療・介護連携推進事業 ・在宅医療と介護の一体的な提供の実現に向けて、医療と介護の関係者をつなぎ、在宅医療・介護連携の推進のために、医療・介護関係者の資質の向上・連携に必要な機会の確保を図る。	高梁市	医療・介護の両方のニーズを有する高齢者が増加する中で、医療と介護が切れ目なく提供される体制整備に向け、多職種間の相互理解や情報共有を進めていくための事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 (持続的発展に資する理由)
8 教育の振興				
	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 義務教育	学級編制弾力化事業 ・市内の小学校の児童の実態を考慮した市独自の学級編制を行い、その編制に伴う常勤講師を配置して教育の充実を図る。 特別支援教育推進事業 ・特別支援教育支援員を適正に配置し、各校での指導を充実させるとともに、相談活動を重点化し、障害のある子どもへの適切な支援や就学指導を行う。 クラスサポート事業 ・支援が必要な学級にクラスサポーター（支援員）を配置し、児童が落ち着いた学級で学習に取り組めるようにすることで、学校生活全般への意欲の向上を図る。	高梁市 高梁市 高梁市	児童生徒の実態を考慮した市独自の学級編制の弾力化を行うことで、少人数によるきめ細かな指導体制により、未来を拓く人づくりを進めるための事業 障害のある子どもへの適切な支援や就学指導の強化を図ることで、未来を拓く人づくりを進めるための事業 児童が落ち着いた学級で学習に取り組める環境を整備することで、学校生活全般への意欲の向上を図り、未来を拓く人づくりを進めるための事業
	その他	市内私立学校支援事業 ・市内私立学校への入学者が減少傾向にある中で、若者定住と地域経済の活性化を図るため、市内私立学校への入学者に対する奨励金制度や、入学者確保のために市内私立大学が行う魅力ある大学づくりの取組の支援を行う。	高梁市	魅力ある大学づくりや、市内私立学校の入学者確保に向けた支援によって、地域経済の活性化を図るとともに、産学官連携による地域課題の解決・持続可能な発展の基盤となる地域創成の仕組みの構築をめざす事業
10 地域文化の振興等				
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 地域文化振興	重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業 ・吹屋伝統的建造物群保存地区内の修理・修景対象となる家屋の保存整備を継続的・計画的に進め、保存地区における貴重な歴史的資源を後世に継承する。	高梁市	本市の貴重な文化遺産である吹屋地区の町並みを保存し、後世へ継承することにより、本市を代表する観光資源として有効に活用していくための事業